

1. 議事日程第4号

(平成21年第3回大口町議会定例会)

平成21年3月17日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	齊木 一三
11番	吉田 正輝	12番	木野 春徳
13番	倉知 敏美	14番	酒井 久和
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎧	教 育 長	長屋 孝成
政策調整室長 兼 総務部長	森 進	政策調整室兼 参事 政策調整課長	大森 滋
健康福祉部長 兼 保険年金課長	水野 正利	健康福祉部 参事 兼 地域振興課長	星野 健一
健康福祉部 参事 兼 総務部生活課長	村田 貞俊	環境建設部長	近藤 則義
環境建設部 参事 兼 環境経済課長	杉本 勝広	教 育 部 長	三輪 恒久
教 育 部 参 事	野田 敏秋	行 政 課 長	前田 正徳

福祉課長兼 こども課長	馬場輝彦	児童館長	稲垣朝子
建設課長	鵜飼嗣孝	学校教育課長	近藤孝文
生涯学習課長	近藤定昭	学校教育課 主幹兼 派遣指導主事	加木屋直規

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	近藤登	議会事務局 次長	佐藤幹広
--------	-----	-------------	------

開議の宣告

議長（吉田正輝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

一般質問

議長（吉田正輝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

土 田 進 君

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 皆さん、おはようございます。8番議席の土田進です。

議長さんのお許しを得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

3月9日の本会議の質疑で田中議員より南小学校について質問があり、その際、教育部長さんと田中議員には私からの質問が出ていることに御配慮いただきましたことに対して感謝を申し上げます。基本的には回答があったかと思いますが、私のために残していただいた部分もあるかと思っておりますので、重複する部分もあるかと思っておりますが、質問に対して御回答をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

最初に、新大口町立小中学校再編整備基本計画についてお尋ねをします。

平成16年2月に新小中学校再編整備基本計画が作成されておりますが、平成20年7月に改正された再編整備基本計画の中で、まちづくりの最優先事業は、生活に密着した基盤整備事業の推進と、まちの将来を担う子供たちへの教育の充実であると述べられています。基本計画が作成されて5年が経過しましたが、この計画の進捗状況と今後の施策についてお尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） それでは、質問に回答をさせていただきます。

新大口町立小中学校再編整備基本計画の質問であります。概要等につきましては既に平成13年に説明をさせていただいているところであります。これまで事案ごとにそれぞれの場で取り上げさせていただきました。

計画の進捗状況であります。大口南小学校につきましては、後ほどの質問と関連がありますので、そちらで述べることにさせていただきます。

大口中学校につきましては、平成18年度から平成20年度の3ヵ年で整備が完了しております。続いて、北小学校の整備であります。北小学校につきましては、町内の学校の中でも最も早く鉄筋化された学校であります。経過年数の最も古いのは42年が経過しております。また、学校敷地といたしましても、近年、児童数の増加が進み、多様な教育活動を行う上では比較的手狭であると同時に、周囲を民家に囲まれているため、敷地の拡張も困難な状況であります。このような状況を考えますと、平成21年度中に旧大口北部中学校を利用した増改築工事を行い、平成22年4月には新生大口北小学校としての開校に向けて事業を進めてまいります。

続いて、大口西小学校であります。西小学校につきましては、余野地区の整備に伴う児童数の増加を受けて、昭和51年に大口北小学校の分離校として建設され、年々増加する児童が豊かな教育環境で日々学校生活を送れるように平成14年1月には6教室を増加しましたが、建築後33年が経過し、防水工事や改修工事が必要な箇所もありますが、これらも含めて計画どおりに平成21年度に耐震改修等の設計を行い、平成22年度には耐震改修等の工事を行う予定であります。

続いて、大口中学校であります。平成20年4月に開校しました新生大口中学校につきましては、平成20年度に旧校舎の取り壊しをし、第2運動場と平和公園の整備も一通り工事が完了したところであります。また、あわせて体育館の外壁補修等を行いました。築後既に40年を経過しているところであります。今後10年をめぐり、体育館の新築を視野に入れて考えていく必要があると思っております。

(8 番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 土田進君。

8番(土田進君) 20年4月には総事業費47億円をかけ新生大口中学校が開校し、本年度においては、西小学校の整備や耐震診断に5,700万円、北小学校の旧北部中学校への移転に向けて北小学校建設工事に18億円が予定されており、教育環境の整備が図られているところであり、教育行政に重点が置かれていることは大変望ましいことだと思います。

思い起こせば、平成7年1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源として阪神・淡路大震災が発生しました。その被害は甚大であり、6,436人の死者・行方不明者を出し、建物10万5,000棟が全壊しました。東海地方においては、安政東海地震(1854年)から約150年間大地震が発生していないため、相当なエネルギーが蓄積されていることから、いつ大地震が発生してもおかしくないと見られています。さらに、昨年5月、中国四川省をマグニチュード7.8の大地震が直撃しました。犠牲者の数は約7万人、行方不明者は1万8,000人とされています。その中でも特に痛ましいのは学校の倒壊により死者が出たことで、その数は確認されただけでも生徒が約5,000人、教師が300人に上っており、いまだに行方がわからない生徒らがあり、1万人

に達すると言われております。

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の緊急避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要です。震度6強以上の大規模な地震は、いつでも、また全国どこでも起こる可能性があると言われております。昨年10月16日に平成20年度補正予算が国会で成立し、学校施設の耐震化加速の取り組みを支援するために必要な予算が盛り込まれました。これを受けて、文部科学大臣名で関係方面に学校耐震化の加速について要請が行われております。児童・生徒の安心・安全を守るには、耐震性のある校舎でなくてはなりません。大口町において各小中学校の耐震診断が済んでいると思っておりますが、その結果の概要について再度お尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） 回答をさせていただきます。

耐震の結果の概要であります。平成20年4月15日の総務文教常任委員会並びに同月25日の議員全員協議会において、旧大口北部中学校校舎の耐震診断結果については御報告をさせていただいたところであります。また、6月定例会一般質問でもお答えをしておりますが、再度御報告をさせていただきます。

旧大口北部中学校校舎につきましては、昭和56年、建築基準法改正後の新基準の構造計算により建築された建物であります。経年劣化等も計算上の指標となる耐震診断の結果がI s 値0.53と文部科学省が定める学校施設耐震化推進指針I s 値0.70を下回り、補強などの措置が必要であるという結果になっております。また、昨年度、北小学校と南小学校の耐震診断を行いました。平成19年11月15日の総務文教常任委員会協議会で、北小学校が最小I s 値0.08、南小学校が最小I s 値0.39と報告をしております。今年度耐震診断を行いました西小学校につきましても、平成20年12月10日の総務文教常任委員会協議会で最小I s 値0.55と報告をしております。いずれにつきましても今後何らかの措置が早急に必要であると考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 老朽化が顕著な南小学校の整備の現状についてお尋ねをいたします。

耐震診断の結果、南小学校の西校舎の耐震性の低さが指摘されております。西校舎1階では、一応安全と言われている判定指標I s 0.7を下回りI s 0.39であり、所要の耐震性を有していないと判断されております。したがって、補強または建てかえなど何らかの措置が必要との結果が出ています。国の基準では、大規模地震により倒壊等の危険性が高いI s 0.3未満の施設の耐震化を加速するため、国庫補助率の引き上げを行いました。それによると、耐震補強は2分

の1から3分の2への増額、補強での対応が図れない設備の改築は3分の1から2分の1へと増額され、学校施設の耐震化の促進に向けて支援措置がとられています。しかし、南小学校においてはI s 0.39であり、緊急支援措置の対象にはなっていません。しかし、近く起こるであろうと予測される東海地震では大口町は震度5強が予想されており、I s 0.39では中破が想定されておりますが、これはあくまでも目安であり、また地震は自然界の現象であり、予想を超えることも十分考えられます。震度6弱では大破、震度6強では倒壊が予想されています。

そこで、お伺いをします。南小学校の診断結果のI s 0.39の数字を町はどのように判断されているのか、お尋ねします。I s 0.3以下は倒壊する、I s 0.39だから倒壊しないという保証はどこにもありません。むしろ現実的に考えれば、0.39は倒壊すると見るべきと私は考えます。

新大口町立小中学校再編整備基本計画は、平成20年7月に基本的事項が追加されました。その中で、「南小学校の校舎の老朽化の面から見た場合」と題して、校舎は、昭和46年、47年の2期にわたり鉄筋化による改築が行われ、その後、昭和55年3月に増築され、現在、建築後38年が経過しています。本年度、耐震補強改修の設計業務を行い、平成21年度には校舎耐震補強、屋上防水、外壁塗装工事等を行います。現時点では、基本的事項にもあるように、改修後おおむね10年の維持を行いますと計画されていました。20年度予算で南小学校耐震改修等設計委託料577万5,000円が計上され、今回の補正で52万5,000円の減額がされて、525万円で耐震補強改修の設計ができていると思いますが、詳細は公表されていないと思います。なぜでしょうか。どのような耐震改修設計ができているのでしょうか。その事情について説明をいただきたいと思えます。

再編整備基本計画の中でも、「校舎の建てかえから見た場合」と題して、文部科学省は、建築後おおむね50年を経過した校舎については教育を行うのに不適當な建物とし、改築補助の対象としています。このため、平成21年度の耐震補強工事を施行しても、平成33年、34年度には校舎の大半が築50年を経過し、改築期を迎えることとなります。現在の敷地内での建てかえの場合、仮設校舎建設、校舎解体、新校舎建設等、運動場の使用が限定されてしまいます。また、プール敷地が道路により学校敷地と隔てられていることから、管理・利用面からの問題を残すこととなります。また、工事中の騒音、粉じん対策など良好な教育環境の確保が不可欠であり、これらの諸問題を解決するために、学校敷地拡張として用地買収を行う必要があります。用地買収、造成を経て仮設校舎の建設、既設校舎の解体、新校舎の建設のスケジュールで、平成32年度には新校舎の建設を完成しますとありますが、耐震工事を含めた改修工事をするのか、しないのか。また、工事を実施した場合は、いつごろを予定しているのか。その工事の規模、予算、工期をどのように計画されているのか、お尋ねをします。

この質問をするに当たり、南小学校校舎の現状を1級建築士の方と視察させていただき、問

題箇所をデジカメで撮影したものを添付資料として配付させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

建築後38年を経過して、屋上の防水も傷んできており、雨漏りするところが数ヵ所あるようです。また、地盤沈下が原因と思われる壁や廊下のひび割れが見られる等、相当な修理も必要になってきています。耐震補強改修を行えば、地震による校舎の倒壊を防ぎ、子供たちの安全は一応確保できるかもしれませんが、校舎自体が古いために、構造体みの補強が終わっても、災害時には壁のはがれやガラスの割れ、廊下等のひび割れ、天井の落下等は新しい校舎よりはひどいと思われます。文部科学省は、建築後おおむね50年を経過した校舎については教育を行うのに不適当な建物としています。その点から考えれば、耐震構造等の改修を行ったとしても、10年ほどで築50年が経過して改築期を迎えることになるため、ぜひこの際、耐震補強改修ではなく、早急に建てかえを計画すべきであると思います。改修か建てかえか、どのような計画かお尋ねをいたします。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） さきの御質問にもありましたが、新大口町立小中学校再編整備基本計画における大口南小学校の整備につきましては、平成20年度に耐震等の設計、平成21年度に耐震等の工事を行う予定でありました。しかしながら、南小学校校舎は築後38年が経過しているため、平成21年度中に耐震改修工事を行っても、すぐに建てかえに向けて検討を始めなければならない状況にあります。議員御質問のとおり、改築の前倒しを検討していくという方針のもとに計画を変更してまいりたいと考えております。もちろん100年に1度と言われるこの不況下におきまして、大きな予算を必要とするこの改修を前提とした整備は現時点におきまして非常に困難であるように思われますが、子供たちの安全を第一に考え、子供たちが安心して通える学校を一日も早く整備できるよう、経済状況を見据えながら、PFI等の方策も視野に入れながら、早急に整備ができるよう検討に入っております。

現在、南小学校の敷地は、児童数に照らし合わせてみますと北小学校のように手狭とは言いませんが、児童にとりまして少しでも安全で良好な教育環境を整えることが最優先されるものであり、校舎建てかえ計画におきましては、用地の拡張や南小学校特有の敷地環境の是正などを考慮して進めていかなければならないと考えております。議員が御質問のように、早急にそうした耐震調査の結果をもとにしまして、大口町の教育委員会は既に改修という方向、さらには建てかえという方向、両面で検討はしておりますが、やはり築後38年、耐震工事をやりましても、10年をこれから経過しますと48年、50年のRCの耐用年数を考えますと、早急に建てかえる必要があるというような結論を私どもは持っております。そのために既にそうした調査に入っているところでありますので、御理解がいただきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） ちょっと再度確認したいと思います。

南小学校の診断結果の I_s 0.39、この数字をどのように解釈してみえるのか、再度お聞きしたいと思います。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） 0.39、マグニチュード4から5という数字になるかと思えます。大口町の地盤というのは、玉石まじり、れきで、大きさで言いますと直径50センチから30センチぐらいの玉石が混在している地形になっております。しかし、それはあくまでも地盤であります。その揺れもさまざまであります。そうしたことを考えますと、0.39というのは不安を感じておるところであります。ただ、耐震工事の改修、それに外壁、それから防水等を行いましても、既に38年を経過しておる中で、天井の落下、さらには中のそれぞれの設備が落下するおそれがあります。そのようなことを考えますと、やはり0.39という I_s 値の数字は不安を感じておりますので、早急に建てかえという方向の考えで今後進んでいきたいというふうに考えております。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） それと、20年度予算で南小学校の耐震改修等設計委託料577万、今回の補正で52万減っていますので、525万円かけて設計がなされたと思えますが、この内容、詳細について公表を受けていないと思えますが、どのような設計であったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） 設計は、まず耐震補強の設計であります。 I_s 値の文部科学省が言っております0.7をクリアする数値、それは通常0.71から0.72の数字になるかと思えます。さらには屋上の防水、これが大体3,000万ぐらいかかるだろうというふうに考えております。それから外壁のクラック防止、それから塗装、そのぐらいの改修をしたらとりあえずは当面できるのではないかなというような設計の内容であります。その設計をする中で、やはり築38年を経過しておりますと、天井、中には、中のクラック防止をやらなきゃならんということになりますと、これは大改修を伴う大きなものになってまいります。そうしたことを考える中で、やはり教育委員会といたしましては、建てかえの方が安全にこれから子供たちに施設を提供していけるのではないかという考え方で設計を組みましたけれども、設計というのはそれぞれ組む段階で一番いい手法をとる考え方でありまして、ですから、設計を組むものの、その校舎が果たして、設計をして、その改修だけをするのが本当に妥当なのかということまで検討をしてお

りますので、その検討の結果がそういう状況で、建て直しをした方がいいという結論に達したものであります。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) ぜひ耐震改修ではなく、建てかえで進んでいただきたいと思います。先回の回答でもありましたが、ことし1年間かけて耐震改修かじっくり検討するということでありましたが、今お話を聞きますと、建てかえということで進んでいくと言っていたので結構だと思えます。

検討される一つに、財政面であろうかと思えます。そこで、PFI (プライベート・ファイナンス・イニシアチブ) という手法が検討されていると思えます。PFIは、公共事業に民間資金を取り入れる手法で、イギリスで社会資本整備を民間主導で行う仕組みとして導入され、日本でも1999年9月からPFI推進法が施行されたものであります。PFIを導入した場合のメリットとデメリットについてお伺いをしたいと思えます。

議長 (吉田正輝君) 教育部長。

教育部長 (三輪恒久君) PFIのメリット、これは、まず経費が全般的に安く抑えられるということであります。それはどういう理由かと申しますと、例えば町が直営でやる場合は、営業経費等が入っておりまして、そういった経費を見込んだ中で入札が施行されていきます。それがPFIになりますと、直接その営業経費はなくなってまいります。そういう面からも経費等は安くなってきます。それからRC建物、耐用年数を50年としますと、大体その、先ほど資金の問題がありましたけれども、30年ぐらいをめどに返済をしていくということになるかと思えます。それはリースのような形であります。

PFIのデメリットというのは、非常に時間がかかる。これはどういうことかといいますと、まず可能性調査、そのPFIに出して果たして大口町がそれだけ出すだけの利益があるのかという可能性調査が6ヵ月間かかります。その6ヵ月間の間にすべての項目、500項目ぐらいをすべて調査しなくちゃならんわけです。そうした関係で非常に時間がかかるというものであります。それをできるだけ早くやろうとすれば、1年はかかり、1年後には工事の方に進んでいけるのではないかなというふうに私ども既に調査をしております。いろいろこれから勉強することが非常に多いわけです。もし御賛同をいただければ、議員ともに勉強してまいりたいというように考えております。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) PFI手法の導入による学校の整備の事例はどの程度あるのか、お教え

をいただきたいと思います。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） 愛知県におきましては、東郷町が既にPFIを導入しております。それから、静岡県の学校にも導入がされております。それからもう1件は、滋賀県の方にもあるかと思えます。それで、滋賀県の方は病院のPFIを導入しました。しかし、この病院のPFIというのは薬事関係がありまして失敗に終わっております。しかし、学校のPFIというのは、建設、維持管理・運営であります。そこで、例えば建設をした場合は、その建設費用等を民間が導入して、民間が利息とともに払っていく手法であります。そこで、あとは30年ないしの管理・運営をそのPFIの事業の中に入れて施行するのかもしれないのか、それはそれぞれの市町の独自の手法であります。そうしたことを計算する中で、今、順調にそのPFIの施行でなされたのが、近いところでは東郷町の学校があります。非常に皆さん喜んでみえるような状況であります。

私ども、今現在、未曾有の景気を体験しているところであります。税収もかなり落ち込んでいる中で、手をこまねいているわけにはまいりません。それは子供の施設の安全を第一に考えているがゆえに、そういった手法も取り入れて、一刻も早く子供の、さらには先生、さらには父兄の方に安心をさせてあげたいという気持ちで今進んでいるところであります。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 私が調べた範囲内では、平成20年4月現在、PFI手法を活用した公立学校施設の整備の事例としては、実施方針公表済みが34事例、供用開始が17事例公表されております。その中で、今お話がありました愛知県内の事例としては1例だけで、東郷町の兵庫小学校、これが19年4月に供用開始されております。また、隣の三重県では、四日市市がPFI手法を用いた4校一括整備を54億円で17年から18年にかけて供用開始をしております。ちょっと遠くなりますが、宮城県古川市古川南中学校の事例は、VFM、支出価値、すなわち一定の支払いに対して提供されるサービスの価値の高さが、学校PFI事業では国内最大のVFM33%を達成した成功例として有名であります。また失敗例としては、学校以外で、高知医療センターが有名なようであります。

要するに、まだPFI導入事例が少なく、成功例ばかりではなく、失敗例もありますので、よほど慎重に取り組むことが必要ではないかと思えます。PFI実施方針を公表してから国庫補助金申請、供用開始までの期間がどれくらいと認識してみえるのか、お聞きしたいと思います。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） VFMというのは「お値打ち」という略語でございます。ですから、PFIの中にVFMが出てくるわけで、その差額がPFIを導入することによって直営よりも安くできるという意味合いであります。

それで、今御質問のように、補助金までといいますと、その施行に関しましては、導入に関してですけれども、ざっと最短で1年あれば可能かというふうに思います。補助金は、その学校の形状、さらには形態、それから児童の児童数等さまざまな要因がありまして、それをういた中で計算をしていくものでありますので、今現在、国庫補助金の例えば金額を幾らだというようなお示しは非常に難しい面があります。ただ、国庫補助金は確定ができれば1年前にその要望をして、工事に入る時点では国庫補助金の申請になるという運びになってきます。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 先ほどの事例、34事例が公表されておりますが、この34事例をしてみますと、私の手元にある資料によりますと、実施方針公表から国庫補助申請までは早くても1年半ないし2年、供用開始までは、特別早くても2年、長ければ3年9ヵ月、平均で3年がかかっております。この面からも、緊急を要する南小学校の対応としては問題があることを指摘したいと思います。

検討されるもののもう一つに、建設用地の問題があるかと思えます。現在の敷地内での建てかえについては、建築時に運動場の使用が限定される等いろいろ不都合があり、また校舎の敷地外にあるプールを同じ敷地内に設置したいこともあって、用地の拡張がどうしても必要になるかと思えます。検討するに当たって、当然、用地取得交渉が必要となりますが、用地取得交渉をしてみえるのか、どうなのか。交渉してみえるのなら、現在までの交渉状況、交渉経緯はどのようになっているのか、公表できる範囲内でお答えをいただきたいと思えます。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） 用地の話であります。用地等につきましては、買収を伴う用地拡張という方向性になりますと、鑑定を行いまして、その鑑定の結果により単価を決定し、買収計画を考えていかなければなりません。さきにも触れさせていただきましたが、100年に1度と言われるこの不況下であります。建設規模、校舎の形状、運営面に配慮した施設、教育面等を考慮した考え方に立ち、日々変わり行く経済状況や資材価格の変動などの要因により概算予算は大きく変わってまいりますので、現段階で予算の公表は差し控えさせていただきます。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） ちょっと私が聞いていることと違う答えをしてみえると思えますので、

再度お伺いをしたいと思います。

用地取得交渉をしてみえるのか、どうなのか。交渉してみえるのなら、現在までの交渉状況、交渉経緯等はどのようになっているのかをお尋ねいたしておりますので、よろしく願います。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） 大変失礼をいたしました。

児童の安全と良好な教育環境整備を実現する校舎建てかえ計画におきましては、議員御質問のとおり、用地の拡張を視野に入れ、進めていかなければならないと考えております。そこで、南側農地の買収による用地拡張を検討し、昨年5月末には地権者の方を訪問し、南小学校の用地拡張計画をお伝えしてまいりましたが、地権者の方は代替地の提供を望まれ、買収には応じられないとの返事であります。それを受けて事務局でも再検討いたしました。どうしても建てかえ計画を実現するには南側農地の用地拡張ができれば最適であり、再度、12月末に訪問をし、地権者の方の意向を確認させていただいたところであります。さらに、区長さんにも御同行を願い、既に権利者とお話を3度しております。現地南側の農地を代替地として提供を希望されておりました。買収にしても、代替地の提供にしましても、地権者の要望は非常に厳しいものがあります。いずれにしても、計画が具体化しましたら、希望される代替予定地の地権者の方と今後さらに相談をしていかなければならないと考えております。この用地の必要性は私も十分認識をしております。三顧の礼を尽くし、地権者に当たっておるところですが、非常に難しい状況であります。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 私が聞いておるところでは、昨年12月に教育部長さんが、2度目ですが、行かれて、そしてまたその後、教育課長さんだと思いますが、行かれたようであります。その後3ヵ月間行ってみえないということで、私が地権者に当たった範囲では、あまり積極的に用地取得に向けての具体的な努力がされていないのではないかなと思います。いずれは取得しなくてはならない土地だと思います。どうしても必要な用地であるはずですから、このような交渉は1回や2回儀礼的に訪問するだけでなく、もっと詰めて用地取得に向けて努力すべきであると思います。私見ではありますが、用地取得もあながち不可能ではないという印象を私は持っております。

南小学校を今建てかえた場合の用地取得費を含めた概算の建設費については、先ほどちらっと言ってみましたが、再度答えていただきます。概算の建築費がどれぐらいで、国の補助金がどれぐらいと予測しておられるのか、お尋ねをします。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） 建設費用であります。先ほど若干申し上げ、大変失礼なところであったと思いますが、学校の規模、形状等がまだ決まっておりません。それによって算出するのは不可能であります。今現在の中で申し上げるなら、1平米当たり建設費が14万1,000円であります。それで計算しますと、今の現状の南の校舎そのものずばりを建てますと、大体補助金で、改築になりますので、5億弱というぐらいになるかと思えます。しかし、それもあくまでも現時点の予測であります。今後、国の補助金の要綱が変わってまいります。さらには、大口町の希望とする子供たちへの施設の内容が大きく変われば予算も国庫補助金も大きく変わってくるものでありますので、今ここでその金額をこうだと申し上げることは、ひとり歩きしてしまうこととなりますので、控えさせていただきたいと思えます。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 本会議の質疑で森総務部長さんが力説されたように、通常の町行政を執行する中で、大口中学校の建設、引き続いて北小学校の旧北部中への移転に向けた増改築に多額の費用がかかり、また急激な財政悪化の時期でもあることは十分承知をいたしております。しかし、南小学校の児童の安心・安全、命を守るためには、ぜひ早急に南小学校の建てかえの決断をお願いしたいと思います。

最後になりましたが、酒井町長に、未来を担う子供たちへの大口町の教育行政について、また南小学校の建てかえについて御見解をお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（吉田正輝君） 町長。

町長（酒井 鉄君） 学校の建てかえについての構想ということであります。私どもも一刻も早く南小学校の再建に向けて取り組みたいというふうに思っております。御案内のように、用地買収、あるいは設計等々入れていきますと約3年ほどかかるかなと私どもは思っておりますし、PFIでこれを取り組むにしても、その年数は1年弱かかっていくんではないかというふうに考えております。そうした中で子供たちへの環境づくり、これが我々行政の仕事だろうというふうに思っておりますし、議会の皆様方とも一丸となって、生涯学習構想、あるいは21世紀の教育に向けての取り組みを基本として取り組んでいきたいというふうに思っております。格段の御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。また、詳細につきましては、学校関係のことですので、教育委員会がこの構想についてはお持ちだろうということですので、協同して取り組んでいきたい、このように考えております。

（8番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 土田進君。

8番（土田 進君） 続いて、南小学校にも奉職をしていただきました教育の専門家であられます長屋教育長にお考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（吉田正輝君） 教育長。

教育長（長屋孝成君） 御質問になれないわけですので的を得た回答になるかどうかわかりませんが、まず初めに、大変元気のない暗い世の中でありますので、最近私が元気が出てきたことを紹介したいと思います。といいますのは、2週間ほど前のことではありますが、小学校4年生の子と話をする機会がありました。そのときにであります、私が「来年は何を計画しているの」と、そんな質問をしたところ、その子は「これは企業秘密です」、そんな回答をしてくれました。これはどういうことかといいますと、全国発明工夫展という展覧会がございまして、愛知県の代表に選ばれまして、そして東京に出品がされまして、そこで大変優秀な成績をとった生徒でございまして、それは何かといいますと、お母さんが洗濯をして、布団をシーツカバーに入れるときに、いつもひっかかって困ってみると。それを何とかしたいなということで考えた作品でございまして、私もびっくりするやら、そして、ああ、大口町の義務教育の中で全国で活躍できるような、そんな可能性を持った子供たちがすくすく育っているな、そんなことを大変うれしく思った次第で、紹介をさせていただきました。

今、南小学校を中心ということでお話でありましたが、せっかく機会をいただきましたので、大口町の教育行政そのものについても少し触れさせていただければありがたいなと思っております、よろしいでしょうか。

教育基本法に、人格の完成とか、個人の尊厳というような、そんな基本的、普遍的な理念がございまして。それと、大口町では平成15年度に生涯学習基本構想というものができておりますが、これを基盤とした人間性と、そして創造性を備えた人間の育成を目指すと同時に、すべての大口町の町民が本当に生きがいを持って、また学びを楽しむという、そんな学習環境をつくり出していくことが大事だというふうに思っております。この大口町で育ち、そしてこの大口町で学ぶ、こんなことを通して、この郷土の大口に誇り、そして愛着を持つ、そしてそのことが地域社会の発展、日本の発展、世界の発展・平和に寄与していくことになるのではないかな、そんな考え方をしております。

生涯学習基本構想をひもといってみますと、その中に「学びを創る」とか「学びに集う」、あるいは「学びをつなぐ」というような、こんな基本的な視点が書かれております。そして、その書かれている視点から出ております課題をもう一度確認しまして、その実現に努めていきたいなということを思っております。

また、御承知のように、教育に関して最も重要な教育基本法につきましても、第3条、生涯

学習の理念ということで記述がされております。国民一人ひとりが、自分の人格を磨く、豊かな人生を送ることができるように、その生涯にわたってあらゆる機会、あらゆる場所で学習することができ、そしてその成果を生かす、そんな社会の実現が図られなければならない、そんなことが記述されておりますが、教育というのは本当に生まれた赤ちゃんから高齢の方まですべての年代の学びを言いますが、とりわけ生涯学習の最も基礎を培うべきものは学校教育、義務教育でございます、先ほどから議員さんがおっしゃっておりますように、安心・安全の学校建設に力を入れていくということは大変大事なことだというふうに認識をしております。殊に大口南小学校につきましても、先ほどから部長が答えております議員さんとのやりとりの中にもありましたが、環境整備の方向を本当に検討する、そんな状況の中で大変御心配をかけているところでありますが、子供たちの夢をはぐくむ、そんな環境整備に全力を尽くしていく所存でございます。以上でございます。

(8 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 土田進君。

8 番 (土田 進君) 教育者の立場から大変いいお話をお聞きしました。どうもありがとうございました。

100年に1度の経済危機と方々で言われております。また、小学校建設には多額の建設費がかかることであります。しかし、そんな中でも大地震はいつ起きるかわかりません。小学生は体力も精神もまだまだ未熟であり、南小学校の保護者は、校舎がI s 0.39しかなく、東海地震が起きれば中破ないしは大破、事によっては倒壊もあり得ると、そういう学校に大切な子供を通わせていることを思うと、安心しておれないだろうと思います。命にかかわることです。どんな事情があろうとも、南小学校の児童を危険にさらしておくわけにはまいりません。近隣に誇れる立派な中学校ができたこと、また立派な北小学校が完成するのはよいことですが、しかし、南小学校の児童だけ危険な状態を見捨てておくことはできないと思います。財政的に厳しいときだからこそ、選択と集中が必要です。特に緊急を要しない、いわゆる箱物の計画は、経済状態が改善するまでしばらく棚上げして見送り、最優先課題としてぜひ緊急を要する南小学校の建てかえを決断していただきたい。本年度一年かけて検討するなど悠長なことを言わず、早期に決断され、南小学校児童の安心・安全、命を守られることを強く要望し、私の質問を終わります。

議長 (吉田正輝君) 会議の途中ですが、10時30分まで休憩といたします。

(午前 1 0 時 2 0 分)

議長 (吉田正輝君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時30分)

齊 木 一 三 君

議長(吉田正輝君) 続いて、齊木一三君。

10番(齊木一三君) それでは、皆さん、おはようございます。10番議席の齊木一三でございます。

議長さんの御指名をいただきましたので、通告により質問をさせていただきます。

まずその前に一つ御報告をさせていただきますが、昨日、住民の方より電話がございまして、役場屋上に掲揚してあります国旗が破れたまま垂れ下がっていると、国旗は日本の国を象徴しておりまして、そういうものを破れたまま掲げておくことは恥ずかしくないのかとおしかりをいただきました。電話をもらいまして早速役場の方に見に行きましたら、正面玄関出入り口の屋上にありまして、確かに破れて、汚く、みすばらしく垂れ下がってありました。私も日ごろあまり気にせずに庁舎に出入りしておりまして全く気がつかなかったわけではありますが、まことに申しわけないことと思っておりますが、早速役場の方へ伺いまして、担当部署がどこかわかりませんでしたので行政課さんに連絡をしましたら政策調整課担当だということで、素早く対応していただきまして、取りかえをしていただきましてありがとうございました。私も常日ごろ下ばかり向いて歩いているもんですからなかなか気づかなかったんですが、たまには上を向いておおらかな気持ちで歩くとまた違う景色も見えてくるんじゃないかと、このようなことを思っておるわけですが、皆さんも常日ごろ上を見てぜひいろんなことに気がついていただければ、またそういう点が気づくんじゃないかと思っておるわけでございます、ぜひそうしていただけたらと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

役場業務の集約化についてでございます。

第6次大口町総合計画、「意識」「組織」「財政」の三つの改革推進を目標に、過日の議会全員協議会におきまして、その一つである組織機構改革の実施が行われることになりました。簡素で効率的な行政経営を可能とする組織形態及び組織運営方法への取り組みを目指し、執行部は四つの部局を軸とし、さらに教育部門という体制にて新しいかじ取りをされるとのことであります。各部局の配置レイアウトも示され、町行政の窓口はそれぞれの連絡調整がスムーズに行われるように配置がえがされ、新しく地域協働部地域振興課が役場庁舎1階の町民安全課と税務課との間に業務を移されることになりましたが、しかし、分散された役場業務は見直しもなく、旧体制どおり4カ所に分かれて行っております。

ちなみに、保育園や児童館、あるいは給食センターや民俗資料館を除きますと、健康文化セ

ンターには、正職員さんのみの人数ですが、福祉こども課に16名、健康生きがい課8名、総合福祉会館には学校教育課に9名、温水プールには生涯学習課で8名、合計で41名もの職員さんがそれぞれ分散をされた施設で事務所を構えられております。

このような分散された事務所のあり方については、一般質問の中で前々から町民皆さんの利便が悪いと指摘をされ、当局からはその都度統合についての検討を約束されてきましたが、いまだに将来に対する利便性への取り組みらしい回答は何ら提案されておりませんし、一向に検討される様子もないまま多くの年月が過ぎ去ってしまっています。

今回、4月の機構改革において、やっと生活課と保険年金課が統合され、地域振興課が役場に集約されたこととなりますが、依然、健康文化センターには福祉こども課、健康生きがい課、福祉会館には学校教育課が業務事務を構えており、町民の皆さんが利用される点においてはまだまだ不便さが残ったままであります。

例えば、本町に転入されてきた保育園児や小中学生の保護者の場合、家族全員の住民票の転入届が必要であり、まず戸籍年金課で住民としての届け出を行い、国民年金や国民健康保険加入の該当者であれば同時に済ますこととなります。しかし、子供を持つ保護者の場合では、これからの子供の生活を確保するために、通学することとなる小中学校への転入あいさつや教育委員会への転入手続、あるいは保育園や福祉こども課への入園手続等があり、役場、健康文化センター、総合福祉会館、通学することとなる小中学校や保育園、さらには防災無線を受け取るために町民安全課へと足を運ぶこととなります。

夢と希望を持って大口町に住居を構えられることになった新住民の方々ではありますが、このように転入の手続で下手をすれば一日がかりというような町はあまり例がないと思われまして、最初の手続に一度に用が足せないことは利用者にとっては極めて無駄が多い迷惑なことであります。せっかく新しい町民を迎えたにもかかわらず、歓迎の意思表示が極めて伝わりにくい環境となっているのが本町の現状であります。このことは以前から指摘をされてきたことでありますし、今回の組織機構改革における会議において分散業務の集約化、さらには総合窓口としての窓口一本化の検討など、これまでどの程度検討をされてきたのか、総務部長から御回答をお願いいたします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） まず国旗の件、どうもありがとうございました。

それでは、一般質問の通告のお答えをさせていただきます。

平成21年4月に実施いたします組織機構改革は、参加と協働のまちづくりを推進するための部門として地域協働部を設置いたしました。これは事務事業や業務分担の見直しと、現行の課を可能な限り集約をしまして新たな組織に編成をしたものであります。現在、窓口は複数の

施設に点在しておりますが、町民の皆さんには利便性の向上とサービスの低下にならないことを第一に考え、今もお話がありました、役場の1階東側のフロアには地域協働部の3課を初め、戸籍保険課、税務課といった町民の生活に深くかかわる課を配置しまして、保健センターとしての健康文化センターには、子育て支援や健康長寿社会に保健師がかかわることを考慮しまして、福祉こども課及び健康生きがい課を配置いたしました。

組織機構改革では、柔軟かつ横断的な組織を目指しており、ハード面での対応が難しい事案への対応としまして、現在、健康福祉部においては福祉医療の申請手続を健康文化センター1階でも受け付けができるよう検討を進めているところであります。ハードの面を含め、町民の皆さんの利便性を最優先で考えたとき、御質問のように一カ所に集約することが簡単な対策ではありますが、これには多くのコストを別途かける必要がございます。このようなことを考えるとき、職員が、別の部署での手続が町民の方に必要な場合、最初に対応をした職員が責任を持ってその部署まで同行し案内する、各種申請や届け出に必要な書類については町民の方ができる限り二度手間にならないよう十分に説明するなど徹底しまして、職員が課または部を超えた連携をすることによって総合窓口にかわる総合的な案内ができるようにしていきたいと考えております。

(10番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 齊木一三君。

10番(齊木一三君) 今、総務部長から、サービスの低下等々住民の利便性を考えてのことで組織機構を行われたと、そのようなお話をお聞きしましたが、また一つ、今回そういった職員さんで構成されるプロジェクトによりまして大幅な機構改革が実施されたわけではありますが、さらに業務事務の集約化、これと総合窓口の設置、この総合窓口の設置については各部において横の連携を持ってそういったことを対処していくというようなお話があったわけですが、検討されたことにつきましてははるる私も理解できることもあるわけですが、業務の集約化、また総合窓口化ということは、行政経営という観点におきまして、やはり住民を主人公と思ったときに最も重要なことだと私は思うわけです。今回こうして機構改革が行われまして、もう絶好の機会だと私は思ったわけですが、どうしてこのような分散業務の集約化等々窓口の一本化が検討されなかったのか、私はそこら辺がちょっと納得できないところでありまして、そういうことが検討されたのか。また、されなかったのであれば、どうしてされなかったのか、いま一度総務部長にお尋ねをしたいと思います。

議長(吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 今回の組織機構、あるいは事務分掌の見直しは、議員から今お話がありましたように、第6次総合計画での三つの改革への取り組みのプロジェクト

ト、さらには組織機構、事務分掌の所管課であります行政課、ここらあたりが協議・連携をして皆さんにお示しができるような形になっておるわけですが、その過程の中には、議員が言われるように、役場の本庁舎ですべての業務が完了できるようにというようなことも視野に入れて検討した経過がございます。さりとて、これだけの組織、あるいは職員数を抱える今の大口町の行政の全体の中で、大口町の役場本庁舎にすべての業務を集約するということは基本的にできない。そういう中で、今お話がありましたように、私どもとして住民の皆さんに二度手間にならないように、あるいは親切に対応させていただくことによって、そういう部分を少しでもカバーできないかということで今回の組織機構をお示しましたし、組織機構に基づきました職員の配置、さらには事務分掌の集約も行ったというものでございます。

(10番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 齊木一三君。

10番(齊木一三君) 過日の議案質疑の折に総務部長の方から、大口町の現状がほかの市町よりまだ裕福だというような言われ方、認識というのは改めていただきたいというような発言がございまして、まさに私もそのとおりだと思っております。

役場業務は現在4カ所に分散をされておるわけですが、本庁で勤務をされている職員さん以外は、業務のために頻繁に役場へ往來をされておるわけでありまして。こうした、いつまでも無駄の多い執務を強いられているということは重々わかっておられると思いますが、これまでどれくらい無駄な時間、またそういうのが浪費されてきたのか一度検証をしていただきたいと私は思うわけですが、やはりこういった分散業務については大変な無駄な時間、費用がかさむわけで、総務部長が言われておりました、こうした財政の厳しい中、できる限りのことは詰めていかなきゃいけないと。私もそのように思っております、できる限りこうした中において本庁の中に一本化をしていきたいと、そのような考えを私は持っておりますが、そうした無駄な時間、こういうことを一度検証していただきたいんですが、総務部長にそういうお考えがありますかどうか、お尋ねをします。

議長(吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 何度もお話をすることになるんですけども、ハード的に196名の職員、あるいはこれだけ4部、教育委員会を入れまして5部ですね、5部の組織を本庁舎の中に一括おさめるということはハード的に現状では無理だというふうに思っています。そういう中で、私どもはお金をできるだけかけなくて有効活用でき、さらに職員一人ひとりの意識で何とか町民の皆さんに対応することによってカバーができないかということで考えたものでございます。無駄、無駄というお話が再三出ておるわけですけども、私は必ずしもそのすべてが無駄だというふうには思っておりません。出先の職員は、出先の三つ、あるい

は四つの課の中で総合的に協力し合って行政課のボックスで文書の送達等をやっておりますし、また本庁へ来ることによって本庁の職員との、あるいは出先へ行くことによって出先の職員との交流というんですか、そのようなことも図られておるといふふうに認識をいたしております。ただ、この状態は経済的なことも許せばやはり見直しを、今後もですけれども、ハードだけではなくてソフトも含めてですが、今後もやっぱりこの状態がベストであるといふふうには認識はしていません。今後も状況等を見て見直しをかけていく必要があるといふふうなことは思っております。

(10番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 齊木一三君。

10番(齊木一三君) 私は、業務事務の集約化というのは、行政事務、それから住民の利便性においても、行政経営において一番大切な機構改革だと思っております。

過日には、健康文化センター内において大口町のNPO登録団体「町民活動まかせてネット」並びに「町民活動プレセンター」が新しく設立をされまして、健康文化センター内に拠点を構え、活動を始められたところであります。まちづくり団体、これは町内でも多く醸成をされておりまして、その他各種の団体も多く活動をされておりまして、健康文化センターは住民に利用されるのが目的、これが本来の施設の姿だと私は思っております。現在行われております保健センターの業務のみを残し、他の役場業務の事務は本庁に移し、町民の活動拠点の施設にすべきと私は考えております。そこら辺はいかがお考えか、お尋ねします。

それから、役場へ来られる町民の皆さん、この方々は役場の機構をよく理解されているとは限りません。どの窓口へ行ったら用が足せるかもわからないのが実態だということを私は思っております。結果として役場へ来たときにたらい回しにされるということが発生しかねないわけでありまして、真に住民が主人公であり、その主人公の住民がたらい回しに遭っているにもかかわらず、職員さんがいずに座っておってもいいのかということをお尋ねしたいわけでありまして。

若干質問がずれるかもしれませんが、関連としてちょっとお話をしておきたいんですが、それは、先日、区の役員さんから苦情をいただきました。昨今は役員さんの入れかわりの季節でありまして、新しく役員になられた方が、桜まつりの招待状を発送しなきゃいかんということで、招待者の抜粋をするために役場を訪れ、資料を閲覧されたそうであります。たまたま資料閲覧の場所がなく、隣の課の机を借りて資料を閲覧し、終わったので返そうと思ったが、常日ごろ役場にあまり縁がないもんですから貸していただいた人がわからなくなりました。隣にいた事務の方に「どこに返したらいいですか」といったことを尋ねられましたところ、事務の方から返事もなく無言で指を指されまして「あっち」と、こんなような、大変無視をされたと、

物もしゃべれないのかと、こんなようなことで、そうした役場の職員さんの態度に大変激怒されておりました。当然、私もこのようなことをされたら同じようなことになるかと思いますが、まだこのようなことが役場内であるのかと私は唖然としたわけですが、今回のこのようなことはたまたまであろうかと思いますが、一人の行動がすべての職員がそうであるかのように思われてしまうわけです。

非常に私は残念に思っておりますが、ここは窓口業務の話とは若干ずれますが、まだこんなような職員さんの意識というのが、総務部長がいつも意識改革だ、いろんな改革だと言っておりますが、浸透していないと私は見ておるわけですが、そこで本題に戻りますが、私は、総合窓口相談者が来訪された場合、最初に受け付けを担当した職員さんが処理できる範囲以外のケースであれば、その担当部署に連絡をして、総合窓口担当職員が出向いて対応することで、たらい回しということはなくなってくるのではないかと、このように思っております。こうした総合窓口の導入であれば、条例改正の必要もなく、すぐに導入が可能かと思われませんが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） まず、健康文化センターを保健センター機能だけにしているような御質問かと思えます。

今回、健康福祉部、福祉部門であります。福祉こども課、あるいは健康生きがい課ということで健康文化センターには事務室を構える形になります。御承知のように、従来の保健センターの保健師さんの役割というのが非常に幅広くなってきておる現状であります。そういうことを考えまして、健康文化センターに児童、さらには高齢者、そして従来の健康という、それらの部門を集約して健康福祉部福祉こども課、あるいは健康生きがい課を配置したものでございます。

それから、たらい回し、さらには職員の言葉が足らなかったというんですか、そういうような区の役員さんに対する対応があったということでございますが、大変申しわけなかったというふうに思っております。私どもが思っておりますのは、やはり今お話がありましたように、住民の方と接したときに、職員の言葉が足りない、あるいは態度、それがやはりいろいろと大きく原因をしまして不便だ云々というようなところに発展をしていくのではないかと、そういうような要因もあるのではないかなということをお正直思っております。そういう中で、先ほどもお話をしましたように、まず職員の意識を変えなければならない。さりとて、今言われますように、この意識というものはそう短時間で変わるものではございません。そういう中で引き続き取り組んでおるわけですが、私どもが職員に、また私自身が気をつけなければならないというふうに常に思っているのは、やはりこちらから声をかけるということと、やはり庁

舎のホール等で迷ってみえるお客さんがあれば、そういう方に声をかけ、用務等の確認をし、そこまで案内をする、これを心がけなければならないというふうに思っていますし、そのように職員にも、今後もですけれども、徹底をしていきたいというふうに考えております。

(10番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 齊木一三君。

10番(齊木一三君) 今、総務部長の方からる説明をいただいたんですが、今のところそういった総合窓口化についてはまだ検討をしないと、そんなような答弁でよろしいですか。

議長(吉田正輝君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長(森 進君) 検討の過程にあつて検討をしたという経過も実はございますが、今回の組織機構改革、これの状況、さらにはその検証等を含めて、今後、まだ終わったわけではありません、進行中でございますので、そういう中で総合窓口が、今言われますように、総合窓口としてのハード面ではなくて、ソフトでカバーができるようなことも模索する中で考えていきたいというふうに思っております。ただ、先ほどから議員がお話をしてみえるそのハード部分のものというのはなかなかクリアができません、現状では。ですから、その辺のところをソフトで何とかクリアができるようにということで知恵を絞っておりますが、まだまだその域に達していないというのが、こういう御質問をいただくというのは、まだその域に達していないというのが現状かなということの認識は改めていたしました。

(10番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 齊木一三君。

10番(齊木一三君) これで4回目か5回目になりますか、最後になりますが、酒井町長は、町長に就任以来、本町のサイバータウン構想を掲げてこられまして、積極的にこれを推し進めてこられました。事役場業務の集約化、総合窓口化の問題に関しましては全くと言っていいほどこれまで進展が見られませんでした。この情報化時代において、しかも酒井町長が一生懸命になってこられました業務事務の集約化、総合窓口化という情報化にふさわしい機構改革については、せっかくこうした改革が行われたにもかかわらず、何ら成果らしいものも感じられませんでした。先ほど総務部長から、総合窓口化についても検討はしてきたが、それぞれの窓口でまた対応していきたいというような答弁がございましたが、ぜひこれは長年の懸案でございまして、何とか総合窓口化については前向きに検討をお願いしたいと。

さらに、業務の集約化、これは住民の利便性、職員の無駄な浪費が以前から論議をされてきておりまして、当然、集約化については総務部長が言われるとおり、この本庁のみでは各部局すべてが入り切れないわけでありまして、以前にもこの庁舎の東側に増築の話もあったやに思いますが、こうした現在の未曾有の不況と言われる世界情勢の中で箱物はできるだけなくさな

ければならないことは私も重々承知はしておるわけでありますが、長期ビジョンにおきまして、私の考えと言ったらおかしいんですが、町としてもそういう計画性を持たなきゃいかんと、このように思うわけですが、庁舎南側、このあたりに図書館だとかそういう、箱物と言ったらおかしいんですが、図書館等の計画をし、その中で役場業務と一緒にって複合施設も考えられるわけでありますが、そういった長期ビジョンを町には組んでいただかなきゃいけない。差し当たっては健康文化センター、こちらの業務を私は早急に見直していただけたらと、このように思うわけですが、見直しには、職員さんによるプロジェクトやNPO活動団体、また住民の参加による研究委員会等も設置をしまして、広範囲で意見を集約して決めていかないといけないと思うんですが、このあたりの考えを最後に町長にお尋ねいたします。

議長（吉田正輝君） 町長。

町長（酒井 鉄君） 齊木一三議員の御質問にお答えをしてみたいです。

少しお話がそれるかもしれませんが、平成11年4月27日に町長に就任をさせていただきました。私が町長になってこの間の出来事ではありますが、合併等、あるいは道州制等が目の前に来ておるわけであります。今この地域の中で何から整備していくか、こういうことを考えてまいりました。私どもは、未来の子供たちのために学校整備を最優先にしていこうと、こんな形で取り組んできたところであります。さらに道州制も、この2015年、あるいは2018年には道州制が始まっていくだろうというふうに言われておるところであります。こうした中で、私どもは小さなまちであります。地域の学校は残り、あるいは、それぞれの主要施設は残りますけれども、これが集約される時期も来るやもしれん、こんなことを考えながら、何を急いで整備をすべきかと、こんなことを考えてきたところであります。先ほども土田議員から御質問がありましたけれども、最優先事業として学校の整備をしていこう、このことに焦点を合わせながら私どもは取り組んできたところであります。

御案内のように、196名の職員が現在おります。そうした中で、3カ所の行政の機関がございます。それを一つにすることができるかどうかということは物理的に無理だなと、こういうことは先ほども部長の方から御案内をいたしましたとおりでありますが、私どもはもう一方で、地方分権一括法が平成12年4月に施行されてきたわけであります。そういった中で、機関委任事務がなくなり、法定受託事務と、それからもう一つは自治事務になってきたわけであります。これの整備をすることによって人数削減、あるいは民間にゆだねられることは民間にゆだねていく、こんなことができるのではないかと今取り組んでおるところであります。もしかして職員の数が100名に、あるいは90名に削減ができる時代が来るとしたらこれも可能であろう、また地方分権一括法の中で合併が進められるとしたら庁舎というのほどここに集約されていくものだというふうに思っております。ここによしんば中心が来たとしても、この状況ではできな

いので、いずれ中央庁舎というのは建てかえる時期が来るだろうと、こんなふうにも思っています。

言われた御質問とは少し内容が変わった御回答になってきましたけれども、御質問の中で総合窓口ができないかということでもありますので、この件に関しては、先ほどもプロジェクトをつくって検討してみたということでもあります。今後、集約できる方法があるとするれば、あとはインターネット、あるいはそういった手法による集約ができるかなというふうに思っておりますけれども、何分にも予算のかかる事業になってくるなということは想像にかたくないところでありますので、いましばらくお時間をいただきながら今後検討し、何かできる方法があれば工夫を凝らしてまいりたいと、このように思っております。しかしながら、最優先で新庁舎をつくるというこれには至りませんので、お許しをいただきたいと、このように思います。

(10番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 齊木一三君。

10番(齊木一三君) 今、町長の方から道州制だとかいろいろなお話を伺いました。当然、最優先で整備されるのは私も学校関係、これはとにかく最優先で考えていただきたいと、そのように思っておりますが、今の健康文化センターの活用方法、そのあたりをもう少し町長の方から前向きな御意見がいただけたらなと、私はこのように思っておるわけですが、当然そうした職員さん、業務を一カ所に集約するということは現時点では当然無理かと思いますが、それでも何かしら健康文化センターの使い方、これに関して考えていただきたいと、私はこのように思っておるわけですが、これはぜひ真剣に検討していただきまして、できるだけ業務の集約化ということは考えていただきたいと、このように思っておりますので、ひとつよろしく願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

吉 田 正 君

議長(吉田正輝君) 続いて、吉田正君。

1番(吉田 正君) それでは、議長の御指名がございましたので始めさせていただきます。

まず1点目は、役場窓口の対応を改善せよという問題でございます。

ただいま齊木一三議員からも質問がありましたので、八重の部分がありますので私の方で勝手に割愛をさせていただきますけれども、質問をさせていただきます。というのは、これは実は12月議会で私は質問を提出しておったわけですがけれども、残念ながら時間がなくて質問できませんでした。それで質問をさせていただきたいわけですがけれども、今の齊木議員と総務部長とのやりとりの中で、私は若干その答えが見つかったのかなというふうに思いました。

総務部長さんが、こういうふうにご答えられたんですね。役場の職員の態度が悪いだとか言

葉が足りない、こういう問題ですけれども、こういうことから役場の窓口が不便だとか不親切だとか、そういうことに発展していつている、そういうことではないんだろうかということをお先ほど総務部長さんが答弁されたんです。それを聞いていて、なるほどなというふうに思ったんですね。本当に親切な対応、そうしたことをしていただければ来られた住民の方はまた違う印象を多分持たれるんだろうというふうに思うんですね。

例えば先ほども、きょう議会が始まる前、土田議員の質問で大勢の傍聴の方がお見えになりましたけれども、私、実は朝、その傍聴者の方、3人ほど御案内したんですよ。だれも職員の人、案内する人はいませんからね。そういうのを一つとっても、ここは自分の課とは関係ないんだと、だから知らんのだという、そういう気持ちであるのかおらんのかということが私は一番重要なことだと思うんですよ。ここら辺のところであらうろしてある人がおるんだったら、職員の方が声をかけてそこへ案内する、これは当たり前なことじゃないんですか。私はそう思うんですよ。だれ一人声をかけない、ここに問題があるんですよ。

そういう意味では、先ほど総務部長さんが、態度が悪いという点、言葉が足りないという点、それを上げられて、それが不便だとか不親切だとか、そういうのに発展しているのではないかというふうにおっしゃられたんだけれども、まさに私はけさのこの例というのは典型的な例だというふうに私は思っています、そういう意味ではね。ですから、そういう態度で本当に職員の方皆さん方がいいのか、そういうことが私は問われているんだろうというふうに思うんです。

だから、私の1点目、2点目については、総務部長さんがいみじくも先ほど齊木一三議員のところであらう答弁をされましたけれども、それが私は答えじゃないかなというふうに思うんです。そういう意味で、じゃあ、そういうことがわかったらどうするのかということをお次は考えなければならぬと思うんです。それは、第6次総合計画の中でも総務部長さんは何回も言ってみえましたが、プランをやって実行をやって検証してどうのこうのという、何とかというサイクルですね、そういうサイクルに全くこれは乗っていないということじゃないんですか。これまで何回も何回も同じようなこういう質問が出てきてもその改善がされてこなかったというのは、言葉ではこういうサイクルでこれからやっていきますとっておるわけですけれども、しかし、現実にはそういうサイクルが機能していない、そこに私は問題があるんだろうというふうに思うんです。

だから、例えばきょうのこういう現状、じゃあこれをどうやったら改善できるのかということをお互いに職員の方皆さん方でシミュレーションしながらこれをどう検証するのかということをお実際にやってみるだとか、これが私は一つの研修だと思うんです。わざわざ私は百貨店まで行って接遇研修までやっていただくことが妥当かどうか、それはわかりませんが、しかし、まず身近な問題として、こういうケースがあった場合、じゃあ、ほかの部署の人たちが横

断的にと言われるわけですがけれども、現実には横断的に何にも動いてないんですよ。こういうことで本当にいいのかということをやっぱり自分たちでまず研修を進めてみる、そういうのが私は必要だと思いますよ。だから、なぜそういうことがこれまでできてこなかったのか、そこをよく把握していただく必要が私はあるのではないかなというふうに思うんです。その点について、総務部長さん、お考えがあるのでしたらお答えいただけますか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 第6次総合計画を持ち出して三つの改革の中の意識、これを繰り返しておるわけですが、やっぱりそういうことで職員の皆さんにその改革が理解をされていくのではないかなということをお自分には思っておるんですけれども、ただ、それに対する評価はどうだと言われますと、すべてではありませんけれども、やはりなかなか難しいなと、その評価を云々ということは難しいなということを実感としては思っております。

ただ、一つ御紹介をさせていただきたいのは、今回の意識改革、あるいはプロジェクトを進めていく中で、職員のモラルの向上についてという自己診断を実は実施したわけですが、これも初めての取り組みでありまして、まず職員一人ひとりが職員としてのモラルの向上をするために自己診断をするということも手がけております。ただ、それで即また変わるというものでもございませんけれども、これをまた重ねていくということで意識をし、さらにお互いに不足し合うところが補完ができていくのではないかな、また補完をし合えるようになっていかなければならないというふうに思っています。非常に言葉で言うのはたやすい、あるいは言葉で言うのは格好いい話かも知れませんが、そういう域ではない。それを一つ一つ実行し、以前、岡議員からいただいたP D C Aのサイクルで回すというようなこと、これをやはり率先垂範して実施に移していくということが必要だということは認識はいたしておりますが、なかなか思うような、あるいは思ったような取り組みが形になっていかないというのも実情であります。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 要するに検証というか、その場その場でどうするのかということをお一つずつ検証していかなくちゃいけないと思うんですよ。例えばきょうでも、こんだけ大勢の傍聴者がお見えになった。じゃあその案内はどうしようといっても、例えば議会事務局の3人の職員の人でそういう対応ができるのか、これはできっこないですよ。議会事務局長はここにおられるし、次長さんはそこで録音しておられるし、あと1人は事務所にも残らなくちゃいけない。こういう対応の中で、じゃあ大勢の傍聴者が来た場合にはどういう対応をするのか、そういうこともやっぱり想定しながら検討していかないことには、住民の皆さん方からここは本当

に親切的な役場だなという印象には私は決してならないと思いますよ。

だから、そういうのを全部想定して、じゃあどこを改善していくのかということの一つずつ検証していく、これが私は大切なことだと思います。例えば、私も実は市役所におったことがあるんですけど、そのうちの約10年ぐらいは出張所と呼ばれているところでおったわけです。一番長いところでは、私、大体2万2,000人ぐらいの人口ですから、ちょうど大町町ぐらいの人口の担当区域の出張所におったわけですが、そこで住民票もやったり戸籍もやったり、国保もやったり年金もやったり、税務申告までやっていたけれども、そういうことをやろうと思えばできるんですよ。どうしてそういうことが言い切れるかといったら、やっぱりそういう研修を絶えずやれば職員の資質というのを高めていく、そのことも私は必要だというふうに思うんです。それが、ひいては総合窓口ができるかできんのかということになっていくと思うんですよ。

だから、総合窓口をつくれといっても、それはつけれないんですよ。なぜかといったら、職員の人たちの要するにいろんな知識だとか、そういうものをもっと向上させていかないことには無理なんですね、もともと。だから、そういうことにいかに力を入れて、役場の管理部門もそういうことにきちんと検討していくのか、それが私は今のところ足りないんじゃないかなというふうに思うんです。だから、そういう意味で、職員の皆さん方の業務、自分の業務だけではなくて、ほかの人たちの業務についても精通していく、そういうことが必要なんではないかなというふうに思うんです、特に窓口に立たされている人についてはね。そうしないと、これは私のところじゃないから知りませんということになっちゃって、またこれは不親切的な窓口だという話になっちゃうんですね。「桜さんの何でも言ってちょ」というのがインターネットで出てきますけど、あのインターネットに出てくるのは、よっぽどインターネットに精通してある人しか出てきませんから、なかなか直接的な声は役場の方では吸い上げられないかもしれませんが、私の知っている範囲の中でも、非常に職員の人にばかにされたような対応をされて非常に立腹されてみえる人もおられます。そういうことにならないように、じゃあどうしたらいいのかということ、そこを検討していかないといかんと思うんですね。

だから、そういうのが、例えばさっき言ったように傍聴者に対する案内ですね、そういうのをどうするのか、そういうのが常々話し合われてないもんだからそういう状況になるんですね。私は別にそういうことを案内するのは苦にはなりませんので、役場の中でもうろうろしてある人を見かければ私の方から積極的に声をかけて御案内はこれまでも申し上げていますが、そういう意味では、なぜ職員の皆さん方がそうっていないのか、そこをきちんと私は検証してほしい。そういうことを1年ぐらいかけてやっていただいて、さらに親切的な窓口にまずしていただきたい。それからじゃないとなかなか総合窓口までこれはいかないかもしれないとい

うのを、きょうの事態を見ておってもそう思ったんですけどね。だから、ぜひ御検討をいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） さらに職員の研修、さらには今までにお話をしてきましたことにつきましては職員の中で徹底をし、住民の皆さんに接したいというふうに思っております。

（ 1 番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） 続いて、24時間365日体制の介護、障害者サービス、子育て支援をということで質問させていただきます。

12月議会では、夜間のホームヘルプサービスがないことから、近隣の自治体と連携しながらそうしたサービスの創設を検討するよう私は提案をいたしました。検討をしていくという答弁をいただいておりますけれども、どのようなことになっているのか、健康福祉部長さんに伺います。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） まず平成20年の12月議会における私からの回答の件でございますが、検討するというので、今、吉田正議員さんからお話ございました。この12月の折には、私からの回答につきましては、情報交換等の機会で話題にしていきたいといった内容でお答えをいたしました。また今後、圏域等の会議等において話題を提供していきたいと、現在はそのように考えるところでございます。

（ 1 番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） 要するに私が言いたいのは、介護保険の事業計画が、この間、例えば全協の中でも配られましたよね。その中でも、夜間の要するに在宅介護ということで、夜間のヘルパーの派遣というのもサービスの一環としてその中にメニューとして入っているんですよ。だけど、現実にはそのサービスを提供するところがないんですよ。これは私は本当に問題だと思いますよ。そういうことでこれを私は問題にしたわけですがけれども、この間の介護の実施計画を見たら私の言うておるようなこともちゃんと計画には入っておるものだから、じゃあこれを早急に、実施計画の中にも入っておる以上、早急に進めてもらわないかんと思うんですけども、どうなんですか。情報交換とかそんなことを言うておってもらっては、そういうサービスを待っている人からすれば、どんどんどんどん後手に後手に回って、非常にそうした方々にとってみれば御不便を来すようなことになっているわけですから、早急にこれは近隣の自治体

とも相談をしていただかないといかんのじゃないんですか。よその自治体でも、みんなそういう計画を持っておるはずですよ。持っておっても、どこもサービスを提供してくれるところがないもんだから、みんな困っているはずなんです。だから、どこかが言い出せば、これは何とか一緒にやりましょうよという話になりますよ、恐らく。それを早急に言い出しこき出してやってもらわんといかんと言っておるんだけど、どうなんですか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 24時間365日のサービスが提供されれば一番いいわけですが、こうしたことを実際望んでみえる方がどれほど見えるかといったことを考えますと、やっぱりそういった施設がないということの原因としましては需要と供給、こういったバランスもあるかなと思います。さりとて、そういった要望がないわけではございませんので、先ほどの広域の中で取り上げていただきたいといった課題につきましては、私ども前向きに機会をとらえてまたテーマに持ち込んでいきたいと、かように考えております。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 私の狭いつき合いの範囲内でも3人ぐらいの人が欲しいと言ってみるんですよ。だから、私は3人でもあれば十分だと思うんです。そういう意味では、ぜひそういうサービスを提供できるように、もともとそういう声が少ないからなかなかそういうサービスを提供する事業者がないということなんだろうけれども、しかし、そんなことを言っておっては本当に困りますので、ぜひ言い出しこき出しになっていただいて進めていただきたいというふうに思います。

続いて、高齢者や障害者、子供たち、さまざまな悩みを持ちながら暮らしていると思います。また、介護や子育てに当たる家族も同様だと思います。その悩みを取り除くことは大変重要であると私は思います。介護や障害の分野では地域支援センターがありますけれども、包括支援センターだね、そういうものもあるわけですが、それは24時間365日体制になっていないというふうに私は思います。子育ての分野では支援センターがない状態にあるわけですが、こういう現状は私は非常に子育てにおいても障害者の分野においても大変な分野だなというふうに思います。

たまたまですけれども、国民健康保険においては電話で24時間、医師や保健師、助産師、看護師に相談できるというサービスを、国保においてはそういうサービスを今度やられるんですね。まだこれは、国民健康保険運営協議会ですか、こちらの方でも提案があって、若干新年度の予算の中でも説明があったと思うんですけれども、そういうサービスも医療の分野では始められる。こういうことで、私はこれは非常に、ひとり暮らしの方ですとか、夜、孤独に過ごし

てみえるような高齢者の皆さん方からすれば、例えば救急車を呼んでも済んだとか、そういうことにも私はつながっていくんじゃないかなというふうに思うんですけども、例えば介護や障害の分野、また子育ての分野では24時間365日の相談体制になっていない、これはやっぱり私は問題だというふうに思うんですけども、町の方はいかようにお考えでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） まず介護の關係の24時間365日の体制という観点でのお答えをさせていただきます。

それで、特に包括支援センターの關係の御指摘をいただいておりますので、包括支援センターにつきましては、現在、24時間365日体制はとっておりませんが、年末年始の長期休暇の折には、電話での相談があれば携帯電話での転送がされ、24時間の対応ができるといったシフトをしいております。包括支援センターにつきましては、18年の開所以来3年が間もなく経過するわけでございますが、現在のところ、この年末年始の長期休暇における電話相談の実績はございません。また、包括支援センターでは、それぞれの分野の相談ができる窓口を紹介した独自の冊子を作成し、相談に対応しておるといった実態もございます。今後、費用対効果や職員の確保の観点もございまして、現在のところは包括支援センターにつきましても24時間365日の体制といったことについては考えておりませんので、よろしく願いいたします。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 考えておりませんという答弁が返ってくると思ったものですから次の質問に行くんですけども、千葉県では、県が相談体制を構築しています。「中核地域生活支援センター」という名称なんだそうでありますけれども、地区ごとに社会福祉法人などにそういうものを設置しておられるようです。それを私は資料としてつけておきましたけれども、資料ナンバー3-7、3-8、3-9ということで、中核地域支援センターについての私がインターネットで取り寄せた資料をここにもつけさせていただきました。

それで紹介させていただきますけれども、ここにはこういうことが書いてあります。「だれもが、ありのままに、その人らしく地域で暮らすことができるように、福祉サービスのコーディネート、福祉の権利擁護などの総合相談が行われる」、こういうことが書かれているところであります。近年さまざま、新聞紙上を見ておりましてもそうですけれども、虐待ですね、子育てでもありますけれども、介護の面でもそういった虐待という面があるわけですけれども、やはりそういう相談というのは24時間体制でないと、そのときに相談ができるというふうにならないと、私は有効な相談ということにはなかなかならない。そういったことから、千葉県ではこういう中核地域生活支援センターというものを立ち上げてやっておられるようです。多分、

費用対効果の問題もあって、地域地域で拠点の事業所を決めて、そこに委託をしてやっていたというところだろうというふうに思います。

こうした体制を私は愛知県に対しても提案すべきだということを、実はこれは住民の方から提案いただいたんです、私の方に。その方はどういう生活をしてみえるかという、自分のお子さんはもう20歳過ぎていますが、しかし、車いすで、また知的障害も若干ある方ですが、そういった方を介護しながら、時にはそれはショートステイ等々も利用されるだろうと思いますけれども、主に、作業所といいますか、日中は作業所なんですけれども、夜になると自宅でその介護をしていくということなんですけれども、本当に介護する方が要するにパニックになってしまうようなことというの、介護している人じゃないとそれはわからないけれども、そういうことも多々あるんだということもおっしゃって見えました。そういったときに相談ができる、また温かい手を差し伸ばしてくれる、そういうところがあると非常に助かるということなんです。そういう意味では、本当にその相談、要するに自分の思っていることを聞いてもらう、このことによって物すごく重荷が多分取れていくんだらうというふうに私は思うんです。そういう意味で、こういう体制を愛知県に対してぜひ提案してほしい、そういう声でありますので、町は一体どういうふうに考えてみえるのか、お尋ねをしたいんです。

また別の住民なんですけれども、この人はひとり暮らしで、近くで頼る身寄りがないんです。知多半島の方にどうも娘さんかなんか住んでみえるんだらうと思うんですけれども、しかし、来るのも大変なんです。とにかく不安に駆られてその方は生活しているんです。夜でも相談できるところが欲しいとこの人は言っておられるわけなんですけれども、そういう人もほかにも私の身の回りでもおられるわけですので、ぜひこういうことも愛知県に対して提案してほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 吉田正議員さんから一般質問の資料の中に千葉県例を載せていただきました。私どもも千葉県のこの実態を少し調査させていただきましたところ、1圏域当たり大体1カ所といった形で委託をされてみえると。それで、運営につきましては民間団体というようなことかと思えます。大体費用が年間1カ所当たり2,500万、それで13地区ございますので年間の県の負担金が3億2,500万、これほどかかっているといた状況でございます。24時間365日体制での一人ひとりの状況に合わせての福祉サービスが、この千葉県のセンターの方では行われておるといったことについては把握しております。

なお、大口町の取り組みにつきましては、先ほど地域包括支援センターの関係で少し触れさせていただきましたが、地域包括支援センターの職員が単身高齢者、さらには高齢者世帯、重度身体障害者等の自宅を一軒一軒訪問して日常生活での困り事を聞いて対応しているといった

ことについては、これまでも紹介させていただいております。さらに、愛知県の取り組みにつきましては、月に2回、健康文化センターにおきまして、県より委嘱を受けた各種相談員、この相談員の中には児童相談員、母子自立支援員、あるいは母子就業相談員、女性相談員、こういった方が含まれておりますが、さらには家庭児童相談、心配事相談などなどを行っているといった県の実態もでございます。さらに、子供に対しては一宮児童相談センターが24時間365日体制のシフトをしいておるといった愛知県の状況もでございますので、こういったことにつきましても少し御考慮をいただきまして、私どもが必要なのは、24時間365日の体制をしくという前に、大口町での住民サービス、県でのサービス、こういった内容を住民の方々に的確に、できるだけきめ細かに伝えていくといったことが最大のやっぱり使命ではないかなというふうに考えるところでございます。

(1番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 私は何でこの千葉県の例を挙げて、ああ、それはもっともだなというふうに思ったのかというと、今部長さんがる説明されたのは全部縦割りなんですよね。この分野はここへ連絡してください、この分野はここへ電話してください、これはここです、あれはあれですと、今の総合窓口と同じなんですよ。全部分散しているんです。ところが、この千葉県のやっている例というのは、ここ1カ所へ電話すれば介護のことも障害者のことも子育てのことも一括して全部受けてくれるんです。そういう意味で非常にこれはメリットがあるんですね。ここへ電話すれば何とか相談に乗ってもらえると、そういう意味で非常に住民からしてもわかりやすいんです、この方が。役場におると、そんなことは児童相談所だ、はい、これはこっちだというふうに簡単に言うんだけど、しかし、住民の目線から見ると、それは物すごく簡単なことじゃないんですよ。

だから、そういう意味でこれは全然違うんですよ。全部これは縦割りの物の考えだよね、この考えというのは。だけど、そうじゃなくて、全部横に平べったくね。住民の人はそういうふうに見ない。自分の相談事は一体、どこか一カ所本当に便利なおとろはないだろうかと思って役場だとかいろんなところへ多分電話されると思うんですよ。そこで例えば電話の交換の人が出ると、そこで交通整理してくれるので、ああ、あんたの問題はこの課だわということだね。電話交換の人はすごいですよね、本当にそういう意味では。交通整理しているわけですから、そういうことを一つずつね。そういうことが要するに自分でできないわけだから、そんなことをいろいろ教えてもらったって、一体自分の相談しておることはどこへ相談したらいいのかというのは、いざとなるとわからんもんですよ。だけど、そうじゃなくて、とにかく困ったことがあれば、この中で、とにかく困ったことがあればここというようなことじゃないですか。介

護も入って、障害者も入って、子育ても入っておるわけですから、困り事のほとんどは多分この中でおさまると思うんです。銭のことは知りませんよ、それはまた別の話になるかもしれませんが、それ以外のことはみんなここで済ませることができるんです。これが最大のメリットなんです。

そういう意味で、こういうものを検討するということは私は大変有益だと思うんです。それで、三億何千万かかるとかと言われますけど、一カ所一カ所ばらばらでやっておいたら本当はもっとかかっておるんじゃないんですか、こんなことをもしやろうと思ったら。そういうものを全部集約してやっているからこそ、まだ三億何千万で多分済んでおると思うんですよ、恐らく。そういう意味では、非常に住民の皆さんからすればメリットというか、使い勝手がいい。しかも、いろんな相談に乗ってもらえる。そういう意味で、こういうことをやってもらえるように県が音頭をとってやれんのかということをお口町の方からそれこそまたこれも提案してもらえんのでしょうか、私はそう思うんですけれども、いかがですか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） あらゆるライフステージの方々に対しての特に相談関係のセンター方式といった観点の御質問であろうかと思えます。以前にも、大口町の子育て支援センター、これは建物としてセンターはございませんが、現在、児童センター、あるいは保育園、こども課、健康課、こういったところがどんな業務を行っておるかといったことを住民さんに的確にお知らせすることによって住民さんの求めるニーズにおこたえできると、それをやることによってセンターの機能を発揮しておるといったような御回答をさせていただいた経緯がございます。私は今でもそういった考え方は変わっておりません。ただし、センター方式を否定するものではございませんので、何かのまた機会がありましたら愛知県の方にまた一言お話をさせていただきたいというふうに思います。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 何かの機会があったらというよりも、まず大口町でよく検討してほしいんですよ、このセンター方式を。その方が絶対便利ですよ、住民の皆さん方からすれば。住民の視点に立って物事を考えれば、この方が絶対便利ですよ。そこを考えなくちゃいけないんですよ、これ。そうじゃないんですか。さっきの総合窓口と一緒にだつて、これは。総務部長、違いますか。

議長（吉田正輝君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 私が承知しておる範囲では、大口町の地域包括支援センターというのは他の市町の地域包括支援センターとは違うというふうに認識をしております。

す。それは、そのような職員配置も含めて、障害者施策についても対応ができる、これは大口町独自の取り組みを現実に健康福祉部の地域包括支援センターが取り組んでくれておるといふようなことを思っております。そもそも社会福祉法人おおぐち福祉会を立ち上げる経過の中で、やはり今福祉部長が言いました、ライフスタイルから各種施策として取り組める拠点として地域でというのがそのおおぐち福祉会の立ち上がりの経過ではなかったなというふうには思っております、そういう意味では、サービスの種目というんですか、そういうものも展開が広がってきておりますし、地域包括支援センターそのものが大口町独自のそういうような取り組みをしておるといふことを考えれば、大口町の中で検討していくというには、十分そのような材料が手持ちにあるもんですから、検討をしていく余地はあるのかなというふうには思います。

(1 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) 検討する余地はあると思うんですね、おっしゃられるとおりで。ただ、24時間体制になっていないというのが一つの私は弱点だろうというふうには思うんですね。本当に相談したいときになかなか相談できない、これが一番つらいことじゃないかなというふうに思いますので、そういう意味では、やはりこういう分野においても24時間365日体制のそうした相談窓口をぜひ検討していただきたいと思います。これは何も、大口町だけでこれをやれということになると大変お金がかかる、それは私も重々承知でありますし、大口町だけでじゃあどの程度のニーズがあるのかと言われても、そんなにたくさんのニーズがあるとも思えない。しかし、これは一定、例えば県が音頭をとってもらって広域で進めるということならば、私はこれは可能だというふうには思うんです。だから、そういうことで多分千葉県は始められたんだろうというふうには思うんですね。千葉県だろうが、愛知県だろうが、多分同じ状況だと思うんです、こんなことは、だれが音頭をとってやるのかというだけのことであって、そういった提案をぜひ、町も検討していただいて、持ってみえるノウハウ等々も十分發揮していただきながら、愛知県に対しても提案していただきたい。地方分権だ、対等平等だということを再三町長は答弁してござるんだけど、本当に対等平等かなと、県から言われっ放しのような私は印象しか持っていませんけれども、どんどん地方から住民の声を愛知県だとか国に発信していく、これは私は大切な市町村の重大な役割だというふうに認識しておりますので、そういうのを、機会があったらということじゃなくて、機会をつくってぜひ発信していただきたいというふうには、これも要望をしておきます。

続きまして、国保の基金を取り崩し、値上げストップをという問題に行きますが、ちょっと座ります。

議長（吉田正輝君） 会議の途中ですが、午後 1 時30分まで休憩といたします。

（午前 11 時 42 分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1 時 30 分）

（1 番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） 議長の御指名でございますので、また再開いたします。

国保基金の取り崩し、これをして値上げをストップしてほしいという項目に移りたいと思います。

私の身の回りの方々は、公共料金の値上げなどは本当にこういう御時世ですので極力やめてほしい、そういう声がほとんどであります。今回は、国民健康保険税の後期高齢者支援分ということで、この部分について1,500万円ほど用立てなければならないということで、その部分の値上げが今年度の平成21年度の予算の中でも実は提案されているところであります。

それでお尋ねしたいんですが、国保基金の活用について、以前、私は質問したことがあるんですけども、これは年度途中で医療費の増加がある際に使うんだというその当時の福祉部長の答弁を私は記憶しているわけですけども、そうした年度途中の取り崩しということは行ったことがあるのかないのか、お答えいただけますでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） それでは端的にお答えします。

平成13年度でございますが、2,500万円を年度途中に取り崩した実績がございます。

（1 番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） それでは、当初予算の中でも取り崩しというのは行われていると思うんですけども、そういった実例はなかったんでしょうか。私の記憶違いでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） お答えします。

平成13年度に税率の改正をさせていただきました経緯がございます。保険税を値上げしたため、平成14年度は税率をさわらない一方、600万円の基金からの繰り入れを、いわゆる取り崩しを当初予算に計上したといった実績がございます。

（1 番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） この基金ができたのは、私が議員になってから国民健康保険の基金ができたというふうに私は記憶しておるわけですが、その折に私が一体どういうときにこの基金というのは取り崩すのかということを知ったときには、これは年度途中で医療費が増大したときに取り崩していくものなんだという説明があったわけです。しかし、今答弁がありましたように、年度途中で取り崩した分もありますけれども、しかし、当初予算から取り崩しも行っている。

そういう実例が現在あるわけですが、平成20年5月31日現在の国民健康保険事業財政調整基金、これが正式な名前なんでしょうけれども、これが6,765万9,000円ということであるわけです。これは医療給付費の5%を積み立てると以前説明を受けた、そういう記憶があります。この基金は加入者のものであるという認識はありますか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 今御指摘のように、そのように私どもも認識いたしております。相互共済の精神のもと、被保険者の皆様からいただいた大切な保険税の剰余金というふうに理解をいたしております。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 加入者のものであるという認識を部長さんはしておられるということですので、私は、この基金の取り崩しを行い、後期高齢者医療の支援分の1,500万円の値上げ、これは回避すべきではないかというふうに思います。これは国保に加入しておられる方へのこのことが私は利益につながるというふうに思いますけれども、酒井町長の見解を伺います。

議長（吉田正輝君） 町長。

町長（酒井 鉄君） 基金の問題につきましては、先ほども説明がございましたように、緊急時の避難的要素で使っていくということで考えております。これを高齢者の方へ回すということは現在考えておりません。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 残念な御答弁であるというふうに私は思うんですけれども、今部長さんは国民健康保険の財政調整基金については加入者のものであると、国保に加入しておられる人のものであるという御認識であるというふうに答弁されたわけでありまして、だれしもそうでありまして、そういった例えば負担がふやされるということはだれしも回避してほしい、そういうふうに思われるのは普通だと思うんですね。当然、大口町も、また多分保険

年金課の方にしても、なるだけその値上げを回避しようといういろいろ考えられたというふうに私は思うんですけども、この基金の取り崩しということは一度も考えられたことはないんですか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 今回、他の議案の中で審議もいただいておりますが、国民健康保険法の中の後期高齢者支援分、これにつきまして一応税率改正をお願いしておりますがおるわけですが、あくまで国民健康保険の財調基金につきましては医療の突発的な増嵩、いわゆる災害による医療費の増嵩、あるいは感染症の蔓延、こういったための財調であると、またそういった折の取り崩しというふうに認識をいたしております。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） しかし、今そういう答弁があるわけですけども、平成14年といいますと、これは町長さんは既に酒井町長の時代だというふうに私は認識をしているわけですけども、今現在の町長のもとでも当初予算での財政調整基金の取り崩し、これは行われているわけですので、先ほど部長さんから答弁があったように。じゃあ、このときの認識と現在の認識とは全く違うのかということでは、これは私は説明がつかないというふうに思うんですね。それぞれのそのときそのときの社会情勢等々を勘案されて、それで取り崩しということで、平成14年については600万円を当初予算から取り崩したということであるというふうに私は思うんですね。私はこの、100年に1度といってだれが言い出したか知りませんが、こういうときだからこそ基金を取り崩して使っていけばいいのではないかとこのように私は思うんです。それが国保加入者に対する利益につながるし、こういうときのためにやっぱりためていこうと思っておりますよ。突発的な危機ですよ、今の現状はね。それぞれの御家庭の家計の状況はまさに危機だと思っております、今の状況というのは。そういうときに値上げするというのは、非常にそうした家計のことを考慮されていない、そういうふうに私は思うんです。こういうときだからこそ基金を活用する、これが私は基金の使う性格の中にあってもいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 基金の取り崩しの趣旨といいますか、そのあたりの見解がどうも私どもと議員とは乖離しているような気もするんですが、あくまで基金の取り崩しにつきましては、町としましては、先ほど私が申し上げたような事態に取り崩しをするということで運用を今後も行っていきたいと。それで、100年に1回というような今回の不況の状況に対しましては、被保険者の方々に対しまして、4,500万のこれまでのその他繰り入れ、

これを1,500万ふやしまして6,000万といったような予算措置も講じておりますので、そのあたりにつきましても御考慮を賜りたいと思います。

(1 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) 多分、今その他の一般会計からの繰入金が6,000万というお話だったわけですが、これは今まで過去最高の金額ではないというふうに私は認識しているんですね、そういう意味では。しかし、町としても、じゃあ交付税がいただけるのといったらそういう状態ではない、自主的な財源の中でいかにやっていくのか、当然そういうことを考えられた中でも1,500万円増加させて国保会計に繰り入れてきた、それは私はよくやっていただけたというふうに評価しましょう。しかし、あとは、こういう経済状況だからこそ加入者に対する負担をふやさない、あとどうしたらいいのか、もう一步踏み込んでこの基金の活用というのをぜひ考えていただきたいというふうに思うんです。まだ4月、これは始まってからも、これは年度途中でもやろうと思えばやれることだと思うんです。私は、これをそのまま右から左へ、後期高齢者支援分がふえたからといって、それを国保加入者に上乘せするということはやめていただきたいというふうに強く要望しておきます。こういう基金がないのだったら仕方ありません。しかし、基金はあるんですよ。お金があるのに、それをそちらにまず回して値上げを回避するということができないということ自体が私は理解ができない、この今の経済状況のもとでね。だから、強く求めておきたいというふうに思います。

次へ移ります。医療費の負担について質問をします。

75歳以上の医療費を無料にするには、12月議会では一般質問の際には答弁いただけなかったわけですが、しかし、1億5,000万円ぐらいあれば75歳以上の医療費を無料にすることができると、私どもは大体の試算もさせていただいたところであります。今はこういう経済状況ですので1億5,000万円は今すぐ用意できないとしても、所得のない人など低所得者から徐々にそうした医療費の助成、援助、そういうことはできないのかなというふうに私は思うのであります。

私の身の回り、私自身の家族もそうですけれども、75歳以上、もう77歳に間もなくなろうとしています。私のおやじはまだ一宮で商売をやっていますけれども、商売せざるを得んですね、77歳になっても。国民健康保険、昨年から後期高齢者医療になっていますけれども、そうした保険料が年金から天引きされちゃって、とても残った年金では生活することができないんです。本当に国民年金だけで生活することは不可能、そうした中で、私が仕送りしてあげられればいいわけですが、残念ながら私自身も仕送りするだけのかい性はありません。ですから、うちのおやじはいまだに働いています、働かなければ生活することができませんから。そうい

う状態ですけれども、こうした人が私は多くあるのではないかなというふうに思うんですね。

負担ばかり毎年毎年の医療改革の中で押しつけられてきたわけでありましてけれども、これは何かといえば、受益者負担は当然だ、当然そういう利益を受けているんだから負担するのは当たり前だ、これが平等だ、こういう意識づけが毎年毎年行われてきたところです。大口町も残念ながら、そういったところに右へ倣えというような考え方ではないかなというふうに御答弁をいただく中で感じるところであります。私は、今、働いていても貧困、これはうちのおやじ夫婦も多分そういう階層に当たるんだろうというふうに思いますけれども、今こそ福祉の心を政治の中で取り戻すべきではないかなというふうに思います。高齢者の医療費も無料にしていくことは大切なことだというふうに私は思いますけれども、酒井町長の見解を伺っておきたいとします。

議長（吉田正輝君） 町長。

町長（酒井 鉄君） 国の方は、後期高齢者医療制度によりこれからの保険制度の安定を図っていくと、こんなことで提案をされてきたわけでありまして。個人的な意見を言わせていただくとすれば、私自身も高齢者に対しては無料で医療を続けていけるといいなというふうに思っておるのは事実でありますし、今回の後期高齢者医療制度に対してはいろいろ難しい点もあるなど実感として感じているところであります。お話はよくわかりますけれども、国の制度をとりあえず維持していく、このことが大切かと思っておりますので、お許しをいただきたいというふうに思います。

（ 1 番議員挙手 ）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1 番（吉田 正君） 個人的だという断り書きはあったわけですがけれども、しかし、今の医療制度そのものに疑問を感じておられる方は何も町長だけではなくて、本当に多くの方々の中でそういう気持ちもおありになるんだろうというふうに思います。幸い議会の中でも、昨年12月においては、この後期高齢者医療についての見直しを求める意見書なども国あてに提出されたところでもありますし、これは多くの住民の皆さん方のそうした声だとか運動だとか、そういうものでこれから国に対して切り開いていかなければならない、そういうことだというふうに思います。これからは酒井町長におかれましては、ぜひとも高齢者の医療制度について、また景気も回復するようなことも将来絶対あるとは思いますが、またそういった折にはぜひこの医療費の負担についても考慮していただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

それからもう一つ、次の問題ですけれども、介護保険料の問題であります。

ここでちょっと介護保険料のことについてもお伺いをしていくわけですがけれども、介護給付

費準備基金というのがあります。この基金の取り崩し、これも新年度の予算の中でも行われているというふうに思いますけれども、もしこの介護給付費準備基金を全額取り崩したとしたら基準になる保険料というのは一体幾らになるのか、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。現在の基準金額は3,450円でしたか、これが一体どうなるのか、ちょっと教えてください。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 端的に申し上げます。

介護保険料の基準月額の方で申し上げますと、基金をすべて取り崩しますと3,450円が3,411円ということで、39円ほど下がるということでございます。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） この際、39円でも下げていただけたらなというふうに私は思うわけでありまして。もともと介護給付費準備基金というのは、3年に1度ずつ介護保険料が決まるわけですが、要するに3年間は介護保険料は一緒、その介護保険料の中で3年間やっていかなくちゃいけないわけですね。ですから、当然、介護保険が変わった1年目、それから2年目ぐらいまでは当然余る部分が出てくるはずなんです。それで3年目に今度はそれを補うというような形になっていくんだらうというふうに思うわけですが、しかし、それがそもそも7,040万円も積み上がった理由というのは一体何なんでしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 介護保険につきましては、12年度から発足した制度ということは今さら申すまでもございませんが、今回の改正で第4期の介護保険の時期を迎えるということで、3年に1回ずつの介護保険計画の見直し、さらに国においては介護保険内容、あるいはサービス単価の見直し、こういったことが行われます。こうした中で、3年分についての介護給付費に対して介護保険料をどのように設定するか、このあたりにつきましては議員からいろいろと説明があったとおりでございます。それで、現在のところ、21年3月5日現在では介護保険の準備基金の残高が約8,800万、これだけございますが、これは介護保険料の徴収に対してサービスを受けた給付の額が比較的低かったといったものの積み重ねであるかなというふうに理解しております。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） それで、今回8,800万円のうち幾らか取り崩したわけですが、それを取り崩された理由というのは何でしょうか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 今回、ほかの議案との関係もございませうが、国におきましては、介護保険の介護従事者の処遇改善臨時基金と申しますか、交付金による基金、こういったものが創設されまして、770万円ほどが3年、細かく申しますと2年間ですか、21年度と22年度でこの基金の取り崩しがされると。さらには、この目的と申しますのは、介護サービス事業所における3%分のサービス単価の引き上げ、これをもちまして介護サービス施設における職員の処遇改善といったことに反映をしていくものというふうに考えております。このために大口町と申しましても、被保険者の負担にならないように、現在ある基金を取り崩すことによって最低限の介護保険料の引き上げにとどめようというようなシミュレーションをやらせていただきました。その結果、何とか基準単価の4段階の方につきましては現行の単価を堅持できるというようなことで単価設定をさせていただいたということでございます。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） ここには国の指導があったんだろうと思うんですね。要するに厚生労働省は、介護給付費準備基金の残高を有する保険者にとっては、これをできるだけ取り崩すものとして、第4期保険料基準額の最終決定に当たっては、保険料の上昇は最小限のものにすることについて十分検討されたいということで、これは昨年8月21日の全国介護保険担当者会議、こうしたところでそうした表明をしているんですね。それが要するに県を通じて市町村にありてくると。そういう中で、じゃあ今回は介護の基金を取り崩して、それで値上げをしないようにしようということが行われたわけです。厚生労働省ですら、今のこんな状態だもんだから、なるだけ値上げを最小限に抑えよということを行っているんですよ。

いいですか、何でこんなところで私は介護保険のこんな例を挙げたのか。これは前に戻ると、国保の例に戻るんですよ。国ですら、値上げは極力抑えましょうということを行っているんですよ。この介護準備基金も、要するにできるだけ取り崩して、上げないようにしようということを担当者会の中で指導したんです。これは全国一斉にやったんですよ。国保だって同じですよ、事は。私は、なぜ介護保険の分野ではこういうことを一方で言われながら、国保の方では値上げを回避するような努力をしなかったのか、これが非常に甚だ疑問なんです。まさにこの問題も縦割りですよ。福祉課の方では極力上げるな、こっちの保険年金課の方ではそんなことは知らんもんだから高齢者支援分はそのまま上げよう、こういうことではちぐはぐだと思うんですね、物の考え方として。介護保険も上げないように努力するということと言われてそれを守るんだったら、国保も同じようにやってくださいよ。これは当たり前じゃないですか、私はそう思うんですけど、いかがですか。

議長（吉田正輝君） 健康福祉部長。

健康福祉部長兼保険年金課長（水野正利君） 先ほど国保の基金につきましては、その性格を、私どもの考えておる性格を述べさせていただきました。ですから、国民健康保険の財調基金と介護保険の基金では性格が違うというふうに認識をいたしております。まずその点が違うということです。

それから、8,800万の基金を7,400万取り崩します。それをもって現行の第4段階の単価を堅持するということでございますけど、残りの1,400万、なぜ残したかといいますと、申し上げます。いろんな考え方はあると思います。あると思いますが、介護保険の給付費が大きく変動した場合のリスク回避を考えた場合、第4期中の基金残高が1,400万というのは妥当な金額ではないかというふうに考えます。もしこの基金がないとしますと、愛知県からの、愛知県に持っております基金、ここからの借り入れをするわけでございますが、ここから借りれば当然利子をつけてお返しすると。これが後の年度にわたって介護保険料の増嵩にまたはね返ってくるといったことを私どもとしては回避したいということで1,400万を残したと。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 要するに性格の違いがあるということですが、しかし、今のこういう経済状況のもとで国民健康保険税を上げるということは、非常に私は抵抗がある、そういうふうに私は認識をしている。また、上がってそういう通知が行ったときには、また当然住民の皆さん方からさまざまな声も出てくるだろうというふうに私は予想される。しかも、基金がないのなら仕方がないかもしれませんが、「お金がないんです」と言えるかもしれませんが、6,700万円もお金があって「お金がないです」とは言えないと思うんです、そういう意味ではね。そういうときに、本当の職員の皆さん方も言いわけ、本当にできないですよ、今のこの御時世の中ね。だから、そういう意味でもきちんと、お金があるのならば、100年に1度の不況だと言うんだったら、こういうときにその貯金を活用する、私はこれは当たり前というか、ごく自然の成り行きだというふうに思います。それを指摘して、次の質問に移りたいと思います。時間が25分になりました。

次は、少人数学級の拡大、教科センター方式の見直しを、こういう標題にしました。

まず愛知県は、小学校1・2年生に加え、中学校1年生も35人学級を行うと、これは新年度からするとっております。中学校の学級数も教員数も増加することになりますが、給与カット、これは4%ぐらいの給与カットがあるらしいんですけれども、県の予算は実は減少している、こういう状況だそうです。大口中学校の教室数に問題がなければ、私は町独自に35人学級、こういうものも2年生、3年生も行うことはできないのか、まずお伺いしておきます。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） それでは、大口町の平成21年度の現状がどうであるかということで御説明をさせていただきます。

先ほど議員が質問の中で言われているように、愛知県では平成16年度から小学校1年生を、それから平成20年度からは小学校2年生を対象に35人学級を実施しております。加えまして、平成21年度からは中学校の1年生にも35人学級を導入したところであります。

現在、大口町で3月1日現在の21年度見込み学級数は、新1年生が8学級、新2年生と3年生がそれぞれ6学級になるという予測であります。議員御質問のように、2年生、3年生への35人学級の導入になりますと、全学年で21学級が見込まれるものであり、大口中学校のクラスルームとして利用できる教室は24教室あります。現段階において、教室数のことのみを考えますと問題はないというふうに考えられます。

しかしながら、この問題につきましては、人材の問題、簡単に言いますと正規の教職員の方ですね、それでかなり高度な教育知識、さらには学校経営の知識、そうしたことを十分熟知した中で採用がなされるものであるというふうに考えております。そこで、予算の問題も十分配慮をしがてら考えていくわけではありますが、そうしたことで、本町はこれまで数学を中心に、おのおのの学習の充実を図るために少人数授業の実施を重点に取り組んできたところであります。小学校におきましては、大口南小学校に県費の講師1名、町費の講師1名、計2名、北小学校に県費教諭1名、町費講師2名、計3名、西小学校に県費講師1名、町費講師1名の計2名、小学校全体で県費3名、町費4名を少人数指導として配置をしております。より手厚い指導を実施していくには、中学校におきましては体育や英語でチーム・ティーチングも行うため、県費講師4名と町費講師3名、延べ7名、兼務しているため実数は4名ではありますが、少人数指導のために配置をし、個の学習に応じた指導を実施しているということから、私どもは今現在の状況を踏まえすと少人数指導で力を入れていきたいというふうに思っております。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） よくわかりました。少人数授業、要するにクラスを分割して授業を行っていくわけですがけれども、小学校においては、算数等々では非常に私も、授業参観もさせてもらいましたけれども、少ない人数で教えてもらえるもんですから、質問も非常にしやすい雰囲気です。授業をされてみえるんだなということはわかりました。しかし、一方で、私はすべての授業にそういうものが広がっていくことが私は望ましいというふうに思います。さらに私はいい授業ができるんじゃないかなというふうに思うんですね。少ない人数の中で先生方も目が行き届きますし、それから少ない人数の中ですと、うちの子供のように引っ込み思案の子供だとな

かなか手も挙げづらいわけですがけれども、しかし、周りの様子も少なければそれだけ手も挙げやすくなるという効果もあるのではないかなというふうに思うんですけれども、いずれにしても、私はお金との問題が結局最後は絡んでくるのだろうというふうに思うわけですが、しかし、常に、少人数授業だけではなく、少人数学級ですね、そちらの方に移行していただけるように常に努力をしていただきたいというふうに思いますし、またそういう予算要求等も教育委員会の方からぜひ町当局に対して行っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） 少なれば少ないように充実した教育の指導ができるというのは十分私も理解をしております。しかし、我々の時代は45人学級、さらには40人、35人となってきました。必ずしも少人数でということがどうかということもあります。しかし、少なれば少ないほど目が行き届くというのは事実です。吉田議員も40人学級の時代で育っておみえになって立派に社会で貢献をしてみえる。45人ですか、そんな大きな人数の中で授業を受けられて、こんな立派な方になってみえる。私もそう思うと、果たしてそれが35、30、20というのが妥当かというのも思うところがあります。しかし、今の社会の趨勢を考えますと、少しでもゆとりのある教育を与えるためには、そういう努力を私もしてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

（1番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） あと、私は教科センター方式の方に問題を移していきたいというふうに思います。

私のもとには、教科センター方式は見直した方がいいという声が非常に多くあります。特に私自身、中学校の子供がうちにおるからでしょうか、それで余計そういう声を聞くのではないかなというふうに思います。そういった声は教育委員会の方ではどのように把握しておられるのでしょうか。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） そういうお話は耳にも入ってきます。しかし、教科センター方式というのは、大口バージョンで申し上げるならば、教科教室とクラスルームが一体化したものでありまして、私どもが掲げている「明日の学校づくり」、まさに学校の先生、生徒、さらには保護者と一体となって「明日の学校づくり」、この教科方式をつくっていくものであります。そんな中で、私どもができることは後ろで見守る、しかし、学校経営の中で当然これはやるべきことだというふうに考えております。さりとて、知らんというふりではありません。学校が

行き詰まったときには必ず手を差し伸べていくつもりであります。

(1 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 吉田正君。

1 番 (吉田 正君) 私は、今現在、行き詰まっておるかどうかということを検証することはできません、残念ながら。しかし、子供たちの声はたくさん入ってくるんですね。例えば、2 時間ずつ教科書やなんかを持って移動するわけですね。これは大変なことなんです。例えば体育の後、音楽といいますと、これは運動場で、とにかく体操服に着がえて体育の授業をやる。それが終わる。また着がえて音楽室へ今度は走っていくという状況の中で、本当に子供たちも、これは本当に大変なことなんだと、そういうことを言っています。これはたまたま音楽ですので、もともと5 教科の分野でいけば教科センター方式じゃなかったら自分の教室で授業を受けるということになるんでしょうけど、しかし、音楽の場合はもともと音楽室に行くというのは当然の話なものですからそうなるんでしょうけれども、しかし、自分の教室というものがないものですから、そういうことですので、着がえて移動というのは非常に大変なことなんです、これは実は。そういう意味で、もう何ともならない、そういう声もあります。それからあと親御さんからの声なんですけれども、生徒たちの居場所が本当はない、だから子供たちが落ちつかない、そういう様子を学校へ行って見てきておられる、そういう方もおられます。

それで、私は資料では出さなかったんですけれども、実は2月16日付で、中学校の校長さんの名前で、平成20年度の教育活動についてアンケート調査ということでアンケートが今取り組まれて、これは2月20日までの締め切りですので締め切りも終わっておるわけなんですけれども、そういうアンケートがあるわけなんですけれども、このアンケートには教科センター方式についての設問項目が残念がないんです。これは親御さんたちの意見を、アンケートの中で教科センター方式についての声を反映させることはできない形になっちゃっている。けれども、いろんな親御さんから聞くんですけれども、自由意見を、「その他何か御意見、御要望がありましたら御記入ください」というのが一番最後にあるものですから、そこで教科センター方式のことについて書きましたという親御さんは、私、あちらこちらで何人もそういう話は聞いています。

ですから、そういう形で多分学校側も、その教科センター方式についての問題点等々、また親御さんたちが思っていること、それは誤解があるかもしれませんね、子供が例えば大げさに親に言って、本当はそうじゃないことでも、それが親御さんに伝わって誤解のことがあるかもしれないんですけれども、しかし、親御さんたちとしてみれば、私の聞く範囲では、教科センター方式というのは非常に不安だという声をたくさん聞いているんです。できれば本当に見直してほしいなというふうに思うんです。

私自身の体験なんですけれども、子供が朝、私が気づいたんですけれども、上履きを忘れて、私は朝の9時に届けに行ったんですよ、中学校へ。そうしたら、その上履きは丸一日届かなかったんです。なぜ届かなかったかという、その上履きは担任の先生の机の上に置いてあったそうです。だけど、担任の先生は、それこそ教科センター方式ですので、なかなか職員室に戻ることができない。教科の控室の方にずうっといなくちゃいけないような多分状態だったんでしょね、それで担任の先生もお気づきになられなかった。これはしょうがない話なんですけれども、しかし、例えばこういう忘れ物一つ届けるにしても、子供たちが今一体どこの教室におって何をしているのかというのはとても学校の方でも把握することができない、こういう状態になっているのだろうなということがこういうことでも想像がつくんです。

それからもう一つ、ここで指摘しましたけれども、本当にロッカーがよく壊れているんですね。これは学校が開校してからすぐこのロッカーが壊れるという問題はあったようなんですけれども、もともとロッカーがああ大ききで適正なのかどうなのかわかりませんが、うちの子供の用具を見ていると、野球部へ行っているんですけど、部活の用具もかばんの中に入れておれば、体操服も入っておる。きのうなんかはそれに習字の道具までそのかばんの中に入れて、持つとすごい重さですね。20キロか30キロぐらい多分あるんじゃないかなというような重量です。そういうものをロッカーの中に入れるわけですから、それはよっぽど落ちついて入れたり出したりすれば別ですけど、ロッカーが壊れてもこの重量では本当に仕方がないのかなというふうに思ってしまうのが多々あるんです。しかし、ロッカーはそういうことで壊れるにしても、例えば廊下にある照明のスイッチなどは本当に壁の中にめり込むぐらい壊されている状況も実際にありますよね。これは子供たちがいろんなストレスをためて多分そういういたずらというのか、聞くところによると、思い切りこぶしでたたいたりだとか、手のひらでたたいたりだとか、そういうことがされているようなんですけれども、そんなことでそういうものが壊れていく。これは私、非常に問題だというふうに思うんですね。これは何も壊されるからいかんということを言っているわけではなくて、私は、子供たちが落ちついていない、常にふわふわした、そういう状態になっている。常にストレスにさらされている、そういう状態に今子供たちが置かれているんじゃないかなというふうに私は思うんです。

そういう意味では、やっぱり今この時点で教科センター方式について十分検証していただいて、改善すべきものについては私は改善していただく必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。親御さんたちも、何か変だなということは多分皆さん試してみえることだというふうに私は思っているんです。これは私の思い込みかもしれません。しかし、私自身はそういうふうに思っているんですけれども、思い込みなら思い込みでもいいんですけれども、しかし、何らかの改善点がないことには、子供たちの落ちつきも取り戻せんのじゃないかなという気が

するんです。

だから、何が原因なのかということを検証しようと思うと、どうしたらいいのかということ、例えば病気の人でもそうなんです、一たん薬はやめてみるんだそうですね。それで様子をちょっと見てみるというのがお医者さんに聞くところなんですけれども、それと同じように、これを一度やめてみる。そうすると子供たちはじゃあどう変化するのか、そういうのを検証してみようというのも私は一つの手ではないかなというふうに思うんです。だから、そういう意味で、この教科センター方式というのは一度見直しをしてみる、そういうことはできないもんなんだろうかと、私は提案をしたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） 教科方式というのは、私どもが統合中学というタイトルで大口町の中学校を一つにさせていただいた、そんな中で子供たちの自立を求めていくという大きなタイトルがあるわけですけれども、そんな中で、統合中学、北部中学校と旧大口中学校が合併した中で、子供たちに確かに不安の要素があります。その心の中はどのようなものかということ、対抗意識、そういうものがいろいろ積み重なって起きてきた現象が、一つ原因があろうかと思えます。それから、確かに始めたばかりでありまして、見直すところは当然見直していかなくちゃならんだろうと。給食の問題もあろうかと思えます。平成21年度からは、その給食を一緒の時間に全員が食べれるようなやり方で既に学校が考えてくれております。さらには、そういうロッカーの問題、実際に入れるときに、我々もうかつだと言えましょうかつかもしれないが、どのぐらいの重量のものがロッカーに入るかということ想定しなくて、中学生だからこのぐらいの大きさのものでいいのではなかったのかなというような、備品の購入の方法ですね、そういうことに若干配慮が欠けていたという面は率直に我々反省していかなくちゃいかんだろう、今後それを参考に生かしていければなというふうに思っております。

いずれにしても、本当に大口町が教科方式でやっていきたい、そんな子供をつかっていきたいということのあかしの中で、今変えられるものは少しずつ見直し、さらには、よき学校に育てるためにいましばらく、3年から5年はかかるのではないかなと、このように思います。そうした中で学校をつかっていく、先ほど申し上げたように、先生、父兄、それから生徒と一体となってつかっていかなくちゃならんということでもありますので、我々教育委員会の人間としましても十分そのあたりを心しまして、教育定例会や学校連絡会等でまたそんなお話を申し上げて学校づくりをしていきたいというふうに思います。

議長（吉田正輝君） 教育長。

教育長（長屋孝成君） 教科センター方式、それから中学校教育にかかわることいろいろと御指摘、貴重な御意見をいただいたなということをおもっております。

まず教科センター方式についてであります。今、私たちが子供につけていきたい力というのは、本当に生きる力、自分から進んでやっていく力ではないかなということを思っております。ことわざにもあります。川に口バを連れて行って、腹いっぱい水を飲んでいのに飲ませようとしても飲みません。けれども、運動しておなかですいてのどがからからな口バだったら進んで水を飲むようにするわけですし、そういう例えも昔からあります。

私は、子供たちに、今、学校教育の中で生きる力を育てることが極めて重要であるというふうに言われておるわけですし、その生きる力はいろいろと小難しく言われていますけれども、私たち人間が生きていく上で常に私たちの目の前には課題が出てくるわけですし、その課題を、今まで自分が学んだ力、ありとあらゆる技術、技能、知識、知恵を使って打ち砕いて前に進んでいく力、それが生きる力ではないかなと。そして、その生きる力というのは、見える学力と見えない学力があるのではないかなということを思っております。見える学力、これは教室で国語を勉強する、算数を勉強する、そしていろいろな知識、技能を身につけていくということでございます。それからもう一つは、多くの人々、仲間、先輩、後輩、社会、こういうところで人とのかかわりの中で生きていく力を身につけていく、さまざまな知恵を身につけていく、この両面が相まって生きる力が生まれてくるのではないかなと。

実は先般、卒業式がございました。多くの議員の皆様方に御協力をいただき、御参加をいただき、本当にありがたかったかなということを思っております。私も感慨深く卒業式に出席をしておったわけですが、その中で答辞の生徒が述べておりました。答辞の途中でありましたが、2学期になって私たちの生活を見直したときに、せっかく町の皆さんがつくってくれた教室を大事にできていない、教科センター方式をやっているのに時間を守れない、あるいはルールを守れない、そんなことを述べておりました。そしてそれに対して、私たちは学校の文化をつくっていききたい、伝統をつくっていききたい、そのために何ができるだろうか手だてを考えてみました。述べられた手だては、例えばあいさつをやるうとか、掃除に力を入れようとかいうことでしたけれども、十分な結果が生まれたかどうかはわかりません。けれども、何が問題であってどうしたらいいのかということを発表されたことに、明るい兆しを感じた次第でございます。

問題は、学校現場で起き、その問題を解決するのは現場でございます。一番、教科センター方式の中で、いらいらしたり焦燥感を持ってみえるのは現場の先生ではないかなということを思っております。今、教育は学校だけで不十分な時代でございます。学校と、そして保護者と地域の方の協力がどうしても不可欠でございますので、どうぞよろしく願います。以上です。

議長（吉田正輝君） 会議の途中ですが、2時30分まで休憩といたします。

(午後 2時20分)

議長(吉田正輝君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 2時30分)

丹羽 勉 君

議長(吉田正輝君) 続いて、丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 7番議席の丹羽勉です。

通告に従いまして質問させていただきます。

まず、さきにお示しになりました平成21年度施政方針についてお伺いします。

最初に、新しい産業についてです。

100年に1度の経済不況が産業構造を転換させ、新しい産業を生み出す機会となりますと言っておられますが、本町にとってどんな産業が後世に残す産業として適しているとお考えでしょうか、お伺いします。

議長(吉田正輝君) 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長(大森 滋君) 御指摘のとおり、現在、アメリカの住宅バブルの崩壊に伴いまして発生をしました世界的な不況の中で、世界じゅうの消費が鈍りまして景気の底が見えないというような状況になっております。景気上昇につながる新たな需要もなかなか見出せないというのが世界的に言われておるところであります。こうした中で、世界的には化石燃料から環境に配慮した新エネルギーへの転換を目指した取り組みが行われておりまして、実現に向けた取り組みが、今、ヨーロッパ、アメリカの方で始まろうとしております。日本におきましても、つい最近、国の計画が出されまして、太陽電池の集中的な設置とか、あるいは環境に優しい車の買いかえに対する補助とか、そういったような取り組みがされつつあるということであります。

幸い、大口町にはモノづくり愛知の中核となるすぐれた企業が多くありまして、自由な発想と知識で新しい発展産業を目指して、各社ともこの機にいろいろ競われておるといふふうに聞いているところであります。町としましても、こうした企業活動を側面から支えながら、さらに伸びるように企業環境を整備しまして、従業員の住環境を整えるとともに、子育て及び教育環境の整備充実に向けていきたいと、これが企業支援にとっては重要ではないかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 現在の企業を育てていくというふうなお考えというふうに伺いました。先人が貴重な財産を提供して誘致された現在の産業がいつまでも繁栄するとは思えません。世界に誇る自動車メーカーといえども、もともとは自動織機から転換したものでございます。そして70年、その70年も次の社長に言わせれば最近の10年だけだったよと、60年間というものは苦しいものだったというようなことを言っておられます。それにもかかわらず、次世代車の開発、ハイブリッド車、燃料電池車、太陽電池車の実現に向けて社員の人たちは鋭意努力を払っておられます。しかしながら、少子高齢化、社会構造の変化、さらには日本の人口は2100年には4,000万人にもなると言われております。こういうときこそ、新しい産業を求めるときではないかと私は思います。

私は、次世代を担う産業は航空宇宙産業ではないかと考えます。本町から近い県営名古屋空港の隣接地に、宇宙航空研究開発機構が飛行研究施設をつくることと決定しております。さらには、その近くには、YS-11に続く国産旅客機で、初の国産ジェットとなるMRJの開発拠点工場があります。また、この宇宙航空研究開発機構が作ります飛行研究施設では、MRJの開発・生産を技術面で支援するというところでございます。また、名古屋大学では、自動車や飛行機向けの次世代素材・炭素繊維強化プラスチックなどの複合材研究拠点となる複合材工学研究センターが新設されるそうです。さらには、2012年には航空機やロケットなどの最先端技術を紹介する国際航空宇宙展を名古屋で開催することを調整しておるやにも聞いております。

自動車に続くモノづくりの主力分野として、航空宇宙産業の環境は整ったと思います。航空機の部品は、自動車の部品に比べ、1けた以上の部品が必要となるそうです。兜町には「国策に売りなし」という格言があるそうです。まさしくこれは官民一体となった国策ではないでしょうか。そこで、既存の企業に対し、航空機産業の導入、また新しい航空機産業を誘致する働きかけをされるお考えはないか、お伺いいたします。

議長（吉田正輝君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） 確かに航空機産業は高付加価値の産業であって、先ほどおっしゃられたように、部品なんかにつきましても数百万点の部品が必要だということで、中小企業を含めて広いすそ野の産業になるだろうというふうに思っております。それから先ほど言われたように、そういった産業が、新聞報道によりますと、この愛知県、しかも非常に近い県営名古屋空港近辺で新しいジェット機の開発をするというようなことを聞いております。そうしたものが一つのチャンスとして大口町に残すべき将来性のある産業になるということであれば、やはり今後の大口町の将来を考えますと、そういった取り組みも視野に入れていく必要があるのかなというふうに考えます。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） まだまだこれからの産業でございます。的確に御検証をいただいて、大口町の未来を担う産業になり得るかどうか適切に判断をしていただいて、未来につなげていただきたいと思います。

次に移ります。次は、地域内分権でございます。

各行政区に権限と財源を移譲し、地域のことは地域で解決を図る地域内分権による住民自治を推進するお考えのようですが、具体的構想をお伺いします。

議長（吉田正輝君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） 先ほど申し上げましたように、現在、今日、世界的な経済不況の中で、大口町につきましても税の減収、あるいは雇用問題など、いろいろ影を落とし始めているというふうに思っております。また、高齢社会、あるいは少子化時代が到来して、団塊の世代が75歳を迎える15年後の高齢化率は今の倍に当たる40%を超えと言われております。こうしたことを前提に推測をしますと、大口町においても15年後には35%を超える高齢化率になるのではないかとということが考えられます。働く世代が減り、働く場所もなくなるという状況の中で、社会経済の構造が変化せざるを得なくなってくるのではないかなということが見込まれます。

こういった状況に対応するため、大口町としましては、町民主権による参加と協働のまちづくりを進めようとしております。これは、地域が抱えている課題を解決していくためには、自治組織、議会、行政のそれぞれが知恵と工夫を生かしながら、連携・協力してまちづくりを行うことを目指すものであります。それには、地域への権限と財源の移譲も視野に入れ、町と行政が共通の認識の中で、行政と自治組織のあり方についてともに検討を始めていくことが必要ではないかなと考えております。4月から行います機構改革につきましても、こういったことを念頭に、地域のことは地域で解決を図っていけるような地域内分権を意識しまして、参加と協働のまちづくりを推進することを重点に機構改革を行ったという、これは一つの理由でありますけれども、経緯があります。

今後は、今以上に町民の皆様とともに自治推進、地域内分権への理解を深めることが必要であると考えておりますので、職員みずからが地域のパートナーとなって、地域の皆さんと話し合うこと、とりわけ自治組織を担っていただける役員の方と行政と自治組織のあり方をお互い共通の認識になるような形で話し合いができる、そういった場を設けながら理解を深めていく中で、行政と自治組織のあり方について方向づけをしていけたらというふうに考えております。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 地域内分権も視野に入れてということをお伺いしましたが、さきの合併協議の折に、行政レベルの格差是正の必要性を訴えて本町はこの協議会からおりられたやに聞いておりますが、この場合、大口町内における地域内分権ということは、この合併協議のときの問題と全く逆になると思います。やはり行政区間においても同様のことが言えるんじゃないかと私は考えます。いわゆる各行政区ごとの行政格差も、やはり一定線まで是正する必要があるんじゃないかというふうに私は思います。それでこそ一定の平等感が生まれて住民自治が保たれるんじゃないでしょうかと私は思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（吉田正輝君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） これまで町と行政区との間では、補助金などの財政的な部分での協議や制度の見直しが先行しておったなということを思っております。先ほども申し上げましたように、町と行政区のあり方や役割などについて町と行政区がお互いに認識を共有できるような、その中には当然それぞれの区が抱えておる独自の問題、あるいは区の規模とか、そういったものも含めまして、認識が共有できるような場の中で互いに話をしながら、町と行政区のあり方について方向が出せるといいのかなというふうに考えております。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） やはり私も感じておるところでございますが、行政区間における行政の対応というものにやっぱり不公平感があるかなと、若干私は不満もあります。しかしながら、大きな中の一部分でございます。やはりそういうところにも視野を向けていただいて、やはり公平な行政が望まれるところであります。そういうことも配慮しながら、ひとつ進めていただきたいと思っております。

次に、地域内分権における現在の区長制度の改革について、私の意見を述べたいと思っておりますが、区長は本来、それぞれの自治会の代表だと、住民の代表だと私は認識しております。しかし、現在、区長を拝命しますと町長の委嘱を受け、その中身は行政の一員ではないかという感じがいたします。先ほどの吉田議員の質問の中にもありましたが、町は県と平等、国と平等とおっしゃって見ましたが、私は区長と町長は平等の立場ではないかと認識しております。そうすることによって、この大口町内の地域内分権もその効果といいますか、地域内分権が有意義なものとなるというふうに私は思います。この区長制度についてどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

議長（吉田正輝君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） 区長制度につきましては、区長さんにつきましては住民の代表であるということで認識をしております。ただ、住民の代表として機能して

いただく際に、やはり行政とのかかわり、これはなくてはならないものではないかなと考えております。そういう意味で、今、大口町につきましては、区長という職を設置するための規則を設けて、町の職員という処遇をしております。これは、区と行政がやはり一つになって初めて住民に対して効果的な町の行政サービス、あるいは区のサービスが提供できるということになることであると思っておりますので、区長は住民の代表である、行政の一つの機関だということで、そういう位置づけはまずいんではないかというふうなことにはならないのかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 一般の会社で言いますと、労使の関係じゃないかと思うんです。自治会、行政区の区長は労働組合の代表、町は使用者側です。これが、いわゆる区長が行政の傘下に入ってしまったら、それは指揮系統、命令権が発生すると思います。やはり区長は住民の代表として自由な立場であるべきではないかと思えます。今御答弁いただいたように、行政の一翼を担うということであるなら、それは別に組織をつくってやるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長 (吉田正輝君) 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長 (大森 滋君) 区長さんが自由な立場でいろいろ振る舞われるということは確かに大前提としてあるかと思えますけれども、ただ、大口町の中のそれぞれの行政区であるということでありまして、その区はその区民の利益を代表するような組織でもあるということをお考えすると、やはりそこには当然、行政、大口町と区の有機的な結合というのは必要になってくるということはあると思うんです。それを単純に労使の関係とかそういった形でとらえるのではなくて、むしろ有機的な関係として、先ほど申し上げましたように、行政が行うサービスの提供、あるいは区が行うサービスの提供というものが住民の皆さんにいかにも効果的に波及していくのかという観点でやはり町と行政区のあり方を考えていく必要があるのではないかなと、こんなふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 区長を経験いたしますと、やはり今御答弁いただいたようにはなかなか理解できないのが現状です。ひとつその辺のところも検証をしていただいて、よりよい機能を果たしていただけるようお願いをして、次の質問に移ります。

次が、全町農業公園構想でございます。

私はここで全町農業公園構想というようなことを言えるような能力も知識もありませんが、

さきの施政方針の中にごさいましたのでお伺いをいたしますが、農業を食料生産だけでなく、環境、景観、教育、健康、交流などの多様な価値観で評価する農業の具体的施策をお伺いします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 農業公園構想の御質問をいただきました。

農業は、持続的な食料供給はもちろんのこと、環境を保全しつつ、安心・安全な潤いある生活を支える役割を担っております。洪水の防止、水質浄化、大気浄化、生物多様性の保全といった環境への貢献、化学肥料や農薬の低減などの環境に優しい農業、地域による景観に配慮した作物栽培等の取り組み、学校教育の中での生産者の活動、高齢者の生きがい創出等といった間接的な農業の役割に対する支援を推進していかなければなりません。そこで、今までの国による画一的な農業政策とは違う、地域の特性を生かすための、農政の枠を超えた各分野にわたる新たなルールの策定に向けた取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 過日ありました研修会の際の講師の横田先生の弁をおかりすれば、農業は経済行為であり、発生する多面的機能は農家の所有物であるということをおっしゃいましたが、多面的機能、先ほど申し上げました5K、環境、景観、教育、健康、交流など、これらを農家へ還元すべきではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） もともとこの農業公園構想の一番の考え方が、さきの議会の一般質問の中でも取り上げていただきました。そういう中で、大口町の農業の活性化を進めまして、食料自給率を高めていくというのも一つの目的でありました。そういう中で、この五つのKというものを掲げまして今取り組んでおるわけでございまして、その中で、さきの質問にもありましたように、二つの面がございまして、一つは、定年をお迎えになられまして農業をやってみたいという方に対する町の支援、それはいろいろ常々御質問の中でお答えさせていただいております。さきの12月議会の中でも御質問があってお答えさせていただいたわけですが、そういうものへの組織づくり、支援づくりをするということと、さらには、もう一つの目的といたしましては、農業を業として成り立つために、所得が低いということもございまして、その関係を含めまして、行政としていろんな支援をしていくという、その仕組みづくりをしていくという二つの面がございまして、そういう大きな二つの目標を掲げて、今、農業公園構想ということで取り組んでおるわけでございまして、農政の枠を超えた各分野にわたる新たなルールの策定に向けた取り組みということも非常に大切かということをおっしゃって、その大き

な二つの取り組みの中で、この五つのKというものをそれぞれの取り組みの中で生かしていくというような考え方で今取り組んでおるわけでございます。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) ちょっとよく私は理解できんですけど、平たく言って、例えば農家の方が農作物をつくらないときに、レンゲをつくったり、菜の花をつくったりとかということにより、それを見ることによって通る人にとってはその景観を評価されると思うんですよね。このときの講師の先生の、多面的機能は農家の所有物だと、こういうものを極端なことを言えば買い上げたらどうだというようなことをおっしゃったわけですが、それは飛躍したものかもしれませんが、そういう5Kを行政が何らかの形で買い上げ、それを農家に還元するというようなことはないですかというのが私の質問でございます。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) この5Kの買い上げというんですか、そういうような関連で御質問を再度いただいたわけでございますけど、特に5Kの中の景観でございます。その景観事業については、今、れんげまつりとか、それからあとは、若干それるかもしれませんが、菜種の栽培というような形で今取り組んでおります。9月議会でも御質問をいただきました。そういう中で、新たに21年度につきましては、そういう今栽培をさせていただいた菜種の種につきまして、適正な価格で町の方で買い上げさせていただいて必要とする方にそれを還元していくという形も、その景観から発展させたものであろうかなというふうに思っております。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 続きはもうちょっと後でまたさせていただきますが、とりあえずこの件につきましては打ち切らせていただきまして、それでは、この5Kに対する対応につきましては、今、公園構想の中で、れんげまつりとか、ふれあい野菜づくりとかというようなことで対応してみえるということでございますが、それじゃあ、農業が本来の食料生産といいますが、農業の本来の姿に対してはどのように、農業の方が自立できる施策はどのようにお持ちでしょうか。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 常々、農業を業として生活、要するに成り立たせていこうとすることに対しては、今現在、非常にその生産性というんですか、所得が低いということでありまして、それがゆえに農業への就農、担い手が非常に不足しておると。ある面では魅力がないからということで、なり手がいないという状況は常々言われておるわけでございます。非常にこ

の問題については難しい面があるかと思えます。生活ができるためにはどのような方法をもって町が支援していくかということにつきましては、いろいろと取る検討させていただいて、さきの12月のときにも町長にお答えいただいたんですけど、1反で100万、さらには1反で300万の所得が得られる方法はないかというようなことでいろいろ検討をさせていただいておるといようなことでお答えもさせていただいた中で、その方策については今具体的に申し上げるまでには至っておらないんですが、いろいろな方の御意見を賜り、さらには町でその方々とお話し合いができて、またさらにそういう就農に対してお考えの方に入っていた中で、農業を業として成り立たせるための仕組みづくりというんですか、実際にそういう方に農業の活動ができる形のものにつくり上げていきたいという今段階でございます。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番 (丹羽 勉君) ちょっと私も古いことはわかりませんが、全町農業公園構想が提唱されて何年かたつだろうと思えます。それが、農業本来の生活ができないといえますか、農業だけでは生活ができないというのは、この全町農業公園構想は何なんですか。私は、農業から付随するものを支援するのじゃなくて、先に農業本来の姿を、農業でなりわいが立つように、生活ができるようにするのが一番最初の構想ではなかったかと私は推察するんですが、枝葉の方が一生懸命、れんげまつりだとか、ふれあい農園野菜づくりとか、農産物コンテストだとかね。本来の農業をやっておる人が農業で生活ができるようにするのがこの全町農業公園構想の根幹ではないかと私は思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 議員が言われるとおりでございます。先ほど、また重複しますが、はっきり申し上げまして、農業をやってみえる方とみえない方とあるかと思えますが、非常に所得性の低い農業が現状でございまして、国策であった大規模農家の方でさえ今は非常に生活困窮している状況に陥っているということをよく報道されております。大口町の場合では何十ヘクタールもするような形というのはごく限られておるわけですが、それは除きまして、また違う、これは水稲ですね、水稲以外で何か高収益性を上げれる作物づくり、この辺のところでの参画というか、やってみようという方づくりをする時期に来ておるんじゃないかなというふうに思います。その方法が今何がいいかというのは具体的にお答えができないんですけど、そういう作物づくりへやってみようということを、公募でもいいんですけど、例えば、そういう形の手を挙げられた方に、町の方で一緒になって、生活できるような形のもの、仕組みづくりができないかなというふうに今思っているところです。

議長 (吉田正輝君) ちょっとここで暫時休憩をお願いします。

(午後 3時00分)

議長(吉田正輝君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 3時02分)

議長(吉田正輝君) 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) 今、丹羽議員さんの御質問の中で、本業の農家への支援ということでございますが、部長が先ほどお答えさせていただきましたとおり、その新たなルールの策定の中に農家への支援、それは平成21年度からやろうとしておるんですが、草刈りの実施をしていただく方への支援、それから排水路の管理をしていただく方への支援のルールづくりをしていくという意味でございます。

なお、新たに農家を始めてみようという方がお見えになっておりますのは十分感じておりますし、今この時期だということも常々感じておりますし、丹羽議員の質問が実はその次の質問の回答に入ってしまうので、地産地消の質問の中へ入ってくると思いますので、1問目の回答に対してはこの程度でさせていただきたいと思っております。以上です。

(7番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 後の地産地消、自給的農業というのは、私はまた別のことを私の頭の中では描いておるんですが、今私はここで、どうしてもここで、くどいようですが、ちょっともう一度お尋ねいたします。

草刈りとか排水路の清掃とかという副業的なものを私は今ここでお尋ねしておるんじゃないんです。本当に前からある農家の方が農業で食べていく、要するに、今、役場の職員の方でもおられます。お父さんは専業農家として、お育てになった息子は農家を継がずに役場の職員になっておる人がおられますわね。こういう人たちが農業を引き継いで、跡を取って農家がやっていけるという、そういうためにどういう施策をお考えかというのが私のお聞きしたいところなんです。だから、副業とか、れんげまつりだとか、そういう部分的なものじゃなくて、大口町にもまだ農家として生活してみえる方があると思うんですよ。だけど、だんだんこれも先細りですよ、やっていけませんから、生活できませんから。そういう人たちが生活ができるようになるようにするのが私は全町農業公園構想かなと思っておるんですが、それも一部がもしれませんが、やはりまだまだ農業は大事だと思います。

そういう中で、大口町としては、そういう農業、農家が農業だけで生活ができるような、そういう施策はどのようにお考えかなと。また、こういう人たちを皆さん方で御指導していただ

かなければならないと思うんです。ですから、そういう人たちに対してどう対処されるのか、そのお考えがあったらお伺いしたいということなんです。ですから、後の地産地消、自給的農業については、またそのときはそのときに別の質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 町内農家、いわゆる業として農業を成り立たせていただいております農家の方、お見えになります。確かにお見えになりますが、その方々への、いわゆる生産調整ですとかそういった形で国からの施策の部分が、今まで体系的にそういう形のルールづくりができておったわけですけれども、それを今後、全体的にルールをつくり直す。いわゆる国からの施策を引き継いだ施策が今現在大口町でもあるわけですけれども、それを一度体系的に見直していくということでございます。生産調整の話、米価の話になってきてしまうんですけれども、今、大口町が進めておりますのが、麦・大豆、いわゆる米のかわりに麦・大豆をつくっていくというのを推進しております。特別に大口町からの補助金も出させていただき、景観事業として、菜の花ですとかレンゲ、それに対して1反当たり幾らという形で補助金を出させていただいておりますのが現状でございます。その中で、実際、水田で菜の花をつくるわけですから、種の採種の時期と田植えの時期と重なってきておる、そうすると収穫ができませんというようなことがございますので、そこら辺の、景観事業に付与、景観事業としてつくっていただいたところへの補助金が、今の金額が適正なのか。今議員さんが言ってみえるように、レンゲを一生懸命つくってもらって、きれいにみんな見させてもらっていると。それに対して大口町が今執行しておる補助金が適正であるのかというところを一度検証して、新たなルールをつくっていくという考え方でございます。

議長（吉田正輝君） 町長。

町長（酒井 鉄君） 私の考え方を少し述べさせていただこうと思います。

商工業が大口町は盛んでありまして、年間に3,000億円ほど総生産量があるというふうを考えています。一方、農業でありますけれども、わずか6億ぐらいが今の総生産高かというふうに思っております。農業に対する補助金、あるいは土地改良費等入れていきますと数千万円、数億というような勘定で農業に対しては支援をしておるわけではありますが、生産性は先ほど申し上げたような実情にあるかと思っております。

しかも、農業に目を向ける人もいなかった10年前、農業公園構想を掲げてまいりました。少しでも環境に配慮をしていただこう、そうしたものに参加をしていただこう、公のものであるよと、こういったことで農業公園構想という構想として立てさせていただきました。5Kに代表する貢献度を標題にいたして、今、あたかも時は農業に目を向けられた時代であります。そ

うした中で、私たちは農業に対する川上・川下と同じような施策を打つ必要があるかというふうに考えています。農業に従事する方々の所得を、生産に対する支援をどこかでしていく必要があるかということでもあります。

先ほど参事の方から話をさせていただきました。農業が持つその特徴と、農業者であるからゆえに容易にできる作業、そうしたものを町として委託をし、さらに支援をしていこう、そうしたことによって農業へ携わっていただける方々の所得を少しでも貢献できていけばということでもあります。今までは高齢の方々が農業を守っていただいておりますけれども、もうそろそろ大変な時期に来ているなということでもありますので、これから以降は生活者として農業をきちんと位置づけながら施策展開をしていく必要がある、こんなことを指示して今計画を練っていただいておりますので、いましばらく様子を見てやっていただきたいというふうに思います。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 的確な御答弁をいただいたと思います。いわゆる農業に従事してみえる方が生活ができなければやはりいけないというふうに思います。ただ、今町長がおっしゃったように、生産性の問題もありますが、今この不況の中で農業を希望される人が結構あると、たくさんあるというようにお伺いしております。そういう人の張り合いにもなると思います。やはりせっかく農業を志しても、農業では生活できないのでは意味ありません。今町長の御答弁をいただいたように、ひとつ生活のできる農家、こういうものを目指していただいて、全町農業公園構想が一層大口町のために大きな効果が出るように期待して、次の質問に移らせていただきます。

お待ちいただきました、地産地消、自給的農業への支援の具体策をお伺いします。

議長 (吉田正輝君) 環境建設部長。

環境建設部長 (近藤則義君) 地産地消、自給的農業の御質問をいただきました。

地産地消、自給的農業への支援についてであります。

地産地消は、教育や文化の面も含んだ側面を有しており、地域の創意工夫を生かすことで、地場農産物の直売所等での販売や、学校給食等での利用などが上げられます。この点から、直売や加工等の活動を促進するとともに、研修や講習会の実施等を通じて、地産地消に取り組む人材の育成・確保を図ることが一つの施策ではないかと考えております。

しかし、農業を持続的なものとするには、単なる地産地消、自給的農業に対する支援では成り立たないのではないかと考えております。地産地消とは地域で生産されたものをその地域で消費することですが、この考えの基本は、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする

活動を通じて農業者と消費者を結びつける取り組みであり、これにより消費者が生産者と顔が見え、話ができる関係で地域の農産物、食品を購入する機会を提供することを目指しております。そこで、生産地で農産物を消費するというだけでなく、距離に関係なく、コミュニケーションを伴う農産物及びその加工品の行き来を地産地消ととらえることで、6次産業としてより持続的な農業への道が開かれるのではないかというふうに考えております。

(7番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 今御答弁いただきましたので、ちょっと私の考えといえますか、現在、ふれあい農園とか、それから自給的農業従事者がいっぱいおられますけど、そういうところでとれても、なかなか全部自分のところで食べないと。食べれない、せっかくつくったけど、つくる楽しみもあるということをつくったけど、自分のところでは消費できないということで、結構、畑で腐らせてしまうというような話もよくお聞きします。そんな中で、ちょっと、建設部長さんじゃない、教育部長さんにお尋ねすることになるかと思えますけど、公民館分館活動の一環として、学共を拠点に、高齢者の支援をいただきながら、そういう農作物を販売するようなシステムを構築するというようなお考えはないでしょうか、お伺いします。

議長(吉田正輝君) 教育部長。

教育部長(三輪恒久君) 公民館分館活動という途方もないような質疑が今ここで出てきたわけですけども、既に私どもは、公民館活動というのは我々がするわけじゃなくて、地域の住民がみずから生涯学習という生きがいを持ってする話です。ただ、それを後ろから支援するのが我々の仕事であります。もしそういうような地域の方が本当にやりたいということであるならば、その支援を生涯学習課の方、教育部としまして支援をしていくことにはやぶさかではありません。ただ、それぞれ売るにしても、非常に顧客の少ない地域もあります。それを、そこでやるということもこれは一つだろうとは思いますが、私は、そういう方たちがみずからの活動をもって朝市の方に出られて、そこで多くの方と交わりながら、自分の農作物のできぐあい、それから未熟さ等を教え聞きながらやっていく方向の方が私は発展していくんではないかなというふうに思います。

(7番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 朝市があることも重々承知しております。しかし、地域の人というのは、今私どもでは絵手紙とかトンボ玉の工作をしておりますが、参加しておられる方は自転車、車に乗れない人たちなんです。そうしますと、やはり遠いところへは行けない、地元の学共なら来れるというようなことで、朝市も確かに有効な方法だと思いますが、やはりもう一步、本

当に生産者の顔の見えるものをつくろうと思いますと、やはり学共あたりはいかなものかなということで、分館活動をやる者として、運営する者として私はそんな考えを持ったわけでございます。趣旨は教育部長の答弁のとおりでございます。私はそれに反論する気は全然ありません。おっしゃるとおりでございますが、そういう現状、地域の現状というものはそういうものですということを御認識いただいて、次に移ります。

農業を第6次産業としてどのように支援・対応されるか、お伺いいたします。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 農業を6次産業としてどのように対応していくのかという御質問をいただきました。

まずは6次産業の語源についてであります。1次、2次、3次を加えると6次となることから名づけられたという説と、1次、2次、3次を掛けて6次と言われる説があり、どれが欠けても成り立たないと言われております。どちらにいたしましても、それぞれの産業が一体となって総合産業として発展することを目指すものであり、1次産業の生産物に2次産業、3次産業によって付加価値が高められ、消費者を獲得し、1次産業の衰退を防ぐとともに、地域の活性化を図ることができるものと期待されているものでございます。

6次産業は、1次・2次・3次産業が一体となって、地域で生産された農産物等を素材に、地域で加工し、より付加価値をつけて、地域内はもとより、幅広く流通・販売することを目指すものでありまして、その中で農業がどのように対応していくのかということを考えますと、1次産業から他産業分野への事業拡大を図ること、または他産業とのネットワーク化を図ることが上げられます。事業拡大は農家単独で対応することもできますが、地域内でのつくる人、加工する人、売る人のネットワーク化を図っていくことではないかと考えております。ネットワーク化により、1次産業として消費者及び他産業のニーズを知ることによりニーズに合った農産物を生産し、2次産業ではその生産物にニーズに合った付加価値をつけ、3次産業では商品のブランド化を図るとともに、インターネットを活用することで消費者と生産者があたかも顔が見え、話ができる、このような状況をつくり出すことで、コミュニケーションを伴う地産地消を実現し、農業はもとより、地域の活性化を図り、1次産業、2次産業、3次産業といった各産業分野において雇用の創出を図ることができるのではないのでしょうか。

そこで、まずは6次産業のスタートといたしまして、「給食」をテーマに試行できるよう取り組んでいきたいと考えております。また、6次産業として成り立つためには大きなニーズのある商品開発も必要でありますので、他産業とのネットワーク化を図る中、研究開発に対する支援を実施していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） ネットワーク化して6次産業を支えていくというようなことかと思いますが、一つ私の提案でございますが、農業の法人化ということを提案したいと思います。まずは農地を確保するために土地公社の設立、現在の遊休農地を集約して、それを土地公社で買ったり借り上げたりして、そういうものでまず1次産業をし、そして製造・小売の一元化、そうした一貫管理で安心と安全の両立が図れるのではないかと思います。こんな提案に対してどのようにお考えでしょうか。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 農事法人の御質問をいただきました。御存じのように、今、町内では外坪に1法人ございます。町の農政の方にも御協力いただいて、さらにお地元で活躍をいただいておりますが、この農事法人に対する支援については、そういうものに対しての支援は積極的にしてまいりたいというふうに考えております。今、その方が具体的に声を上げてみえるというのは耳にはしていませんが、そういう声があれば積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

議長（吉田正輝君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 今部長から答えさせていただきました農業の法人化につきましては、現在大口町がとっております施策といたしましては、農地銀行を活用させていただいて農地の集約を進めております。なるべく大型の機械が使いやすいようにということで農地の集約を進めてさせていただいておりますし、大口町内の遊休農地もわずか3%、ちょっと今数字を持ってないんであれなんです。数%ということで、近隣市町に比べて非常に少ない。それは農地銀行が機能しておるということで、その遊休農地を集めてじゃあ何ができるかということにもなりますので、農業の法人化について、現在大口町の中にあるパイ、いわゆる水田、畑をいかにして活用していくかという問題になるんですが、法人化についてはパイの問題がありますのでなかなか難しいと思います。以上でございます。

（7番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） いろいろ難しいクリアしなければならない問題は多々あると思います。一度検討の土俵の上に乗せていただけたらということで、次の質問に移らせていただきます。

施政方針の最後のところでございますが、まちづくりの方向性についてお伺いいたします。

平成21年度は地域づくりの絶好の機会にするとおられます。今までに提案されました全町農業公園構想、生涯学習構想、サイバータウン構想、住民の参画と参加とまちづくり、安心・安全のまちづくりを通じて、本町はどんなまちになるのでしょうか。いろんな構想が打ち

出されておりますが、私にはそのゴール地点がちょっと見えません。将来どういう大口町になるのか、お示しをいただきたいと思っております。

議長（吉田正輝君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） 住民の参画と参加のまちづくり、それから協働等をキーワードに、安全・安心・健康、さらには環境の課題であるごみの減量とか資源化など、住民の活動が非常に活発になってきておるといことであります。この機運をさらに生かして、飛躍を目指しまして、NPOや団体の活動とコミュニティーや地区の自治活動の活発化を促進していきたいと考えております。そうした中で、地域やNPOなどが新しい公共を担うことができるような体制をとって、サービスの低下を抑えながら、これから迎える社会、あるいは経済の変化を乗り切っていける持続可能な地域社会に大口町をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（ 7 番議員挙手 ）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7 番（丹羽 勉君） 申しわけありません。かいつまんでもう一回ちょっとお願いします。

議長（吉田正輝君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） この間、超高齢社会を迎えてくるだろうと。それで、生産人口は減少するだろうということ。あるいは派遣労働者の問題をきちんとした形で解決していこうとすると、多分、企業の海外移転、アジアへの移転が逆に進むのではないかと懸念されます。そうしたときに、雇用の形態、今は雇用の形態が問題だということになっておりますけれども、雇用される場所そのものが日本の中になくなっていくのではないかなという、そんな危惧を持っておるわけです。杞憂に終わればいいわけですが、そうしたときに、収入、税収の大幅な減少というのがあらわれてくるのかなと。法人町民税、個人町民税しかり、それから償却資産という意味での固定資産税にも影響してくるのかなと。そういうような収入の大幅な減少の中での行政運営、行政経営ということになると、極端な言い方をすれば、あらゆる人にあらゆる財やサービスを提供するようなことはなかなか難しくなっていくのかなと考えております。

こうしたことに対応するということで、最近、「選択と集中」という言葉が出てきておるわけですが、この選択と集中の推進によって行政のすき間というのがどうしてもできてくるわけですが、そうしたすき間を地域やNPOなどが補完するという、新しいそういう公共の担い手が育成をされていく中で、そうした団体が機能することによって、サービスの低下を抑えながら、今言われたような社会経済の変化を乗り切っていける持続可能な社会に大口町をしていきたいというふうに考えております。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 雇用の場がなくなるということですが、私どもの近くにありません工場も、何もこの大口町でつくらなくても岐阜へ行けば倍の土地が同じ値段で買える、高速道路も発展して今は時間もそんなにかからないというようなことも聞きます。そういう中で大口町が持続可能な町として、また住民サービスの提供もままならんというような状況の中でどのように持続可能な大口町をつくり上げるんだというようなことで、その中には途中でいろいろな検証すべきこともあるかと思いますが、そういうときには検証をしていただいて、時にはやっぱり反省もしながら、前向きにやっていただきたいというふうに思います。

次に移らせていただきます。市町村合併についてお尋ねをいたします。

現在、一部事務組合のように、広域行政が進められております。また、合併特例法は平成22年3月31日にその効力を失いますが、市町村合併についてのお考えをお伺いいたします。

議長 (吉田正輝君) 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長 (大森 滋君) 平成15年に3市2町の合併協議を開催いたしました。「合併はまちづくり」という提案をして、都市内分権の研究を行い、住民の皆様とも地区懇談会等で話し合いをしてまいりました。大きな合併でまちづくりに必要な権限の移譲を受けまして、その域内では、小さな地域の住民自治との組み合わせで地域全体の発展を目指すものでありました。地方自治体の再編を目指す法律の制定や改廃、そうした動きの中で道州制の導入の動きなど、市町村の合併を取り巻く状況は変化してきております。一部事務組合など広域行政を維持しつつ、「合併はまちづくり」を基本に、住民の皆様とまちの将来について考え、話し合ったいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 私、19年9月の定例会でも一般質問させていただきました。このときにいただいた答弁が、まちづくりに独自の判断ができる権限がある中核市、特例市規模と地域内分権の仕組みをつくっていききたい。さらに、近隣市町との合併協議の必要性が高まったときには積極的に合併協議に参加するという御答弁をいただきました。この、地域内分権の仕組みをつくるとか、必要性が高まったときには合併協議に参加するということは、本町が優越的立場にあることを想定しているのではないかとかがわれるのですが、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

議長 (吉田正輝君) 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長 (大森 滋君) 以前の御質問の中で、地域内分権の取り組み、

あるいは合併についての必要性が高まってきた際に合併の協議に応じるということをお答えしたわけですが、これにつきましては、先ほど申し上げた今の考え方と同じものでありまして、考え方が変わったわけではないということが1点。それから、合併の必要性が高まったときに、その際には協議に入りたいということは、合併を頭から否定をしておるということではないということを意味しております。そういう意味での申し上げをしたわけでありまして、優越的立場云々ということでの御説明ではないというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 本町の財政状況については認識を改めるようにという本定例会の質疑で執行部から御答弁がございました。きのうまでは裕福だったかもしれませんが、きょうはわからんというような今の社会情勢でございます。状況は刻々と変化しておるわけでございます。そんな中で、言葉は悪いんですけど、やっぱり嫁さんも年ごろなら結構あるんです。でも、一定の年を過ぎちゃうとなかなか縁が遠いものでございます。やはり条件が有利なときに合併ということも視野に入れるべきではないかというふうに私は思うわけでございます。また、「平成の大合併」により3,000余りあった市町村も今では1,782市町村です。さらに今月中には3団体がまた合併するというので、この年度末には1,778市町村になる見通しのようでございます。施政方針でも「チャンス」という表現をされておりますが、市町村合併においてもチャンスは有効に生かすことが肝要かと考えますが、先ほど来お答えをいただいておりますが、この合併のチャンスととらえた場合、どのようにお考えになりますか。やはり従来どおりのお考えですか、もう一度御答弁をひとつお願いします。

議長 (吉田正輝君) 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長 (大森 滋君) 財政状況等につきまして厳しい状況にあるということではありますが、幸い蓄えがあるということで、21年度においても継続ができるという状況になっております。ここ2年から3年をかけて、やはり大口町をぜい肉を落とした筋肉質のまちに変えていく必要があるのかなということが1点であります。そういう蓄えを使いながら、そういった取り組みをしながら、一方では、先ほど「合併はまちづくり」というふうに申し上げましたけれども、これは実は、道州制の導入や合併が進められた場合においても、大口町という地域が少なくとも引き続き今のような機能を維持できるような、そういったまちづくりをしていきたいということでもあります。そういったまちづくりをして合併に備えておくべきだということを考えておりますので、先ほど申し上げましたように、大口町の体質を筋肉質の体質にしていく一方で、そういうまちづくりですね、合併をした後も少なくとも今のような機

能が維持できるような、そういったまちづくりを進めていく、そういう努力をしておく必要が今はあるのかなということでもあります。ですから、そういった努力を今しておく中で、合併の必要性があるときには、前回お答えをしましたように、合併の協議にも応じていくというような考え方でおりますので、よろしく願いいたします。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 今、現在の状況を維持して合併できるという體質を整えるということのことを御答弁いただきましたが、将来の合併に備えて、保育園とか、それから現在でも高額な補助金を投入している社会福祉協議会、コミュニティー・ワークセンター、商工会というものが合併後も存続できるような団体に育成することが大切だと思いますが、それらの団体の民営化についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

議長 (吉田正輝君) 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長 (大森 滋君) 将来の合併によりまして、大口町の社会福祉協議会、それからシルバー人材センター、大口町の場合はコミュニティー・ワークセンターですけれども、それから商工会といったようなところは法的には自治体に一つと決められておりまして、原則、どこの市町村におきましても、合併後は統合整理されているというのが実情であります。

これらの団体の活動がこの地域で残っていくためには、住民の支持があり、事業が継続し、組織が自立していることが必要であると考えております。社会福祉協議会で行っていましたが小規模授産所を引き継いだ社会福祉法人のおおぐち福祉会は、障害者福祉の拠点として、多くの町民の支えとさまざまな事業で自立と継続を目指して今努力をしているということでもありますし、ワークセンターも、シルバー人材センター事業に加えて自主事業や派遣事業に取り組み、高齢化社会を支える組織として自立を促進していくというような努力を今続けております。商工会も、産業育成のための独自事業の実施が必要でありますけれども、住民団体による、これはほかの町ですけれども、住民団体による第 2 役場の発想も始まっておるといようなことを聞いております。こうした先進事例も参考にしながら、住民が中心の新しい公共をつくっていくことが合併に対する備えであるというふうに考えております。先ほど私が申し上げました「合併はまちづくり」といった意味は、具体的にはそういう意味でありますので、その点を御了解いただきたいと思います。以上です。

(7 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 丹羽勉君。

7 番 (丹羽 勉君) 今、3 団体については御答弁いただいたんですが、保育園についてはど

のようにお考えでしょうか。

議長（吉田正輝君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） 保育園につきましても、合併が進む中で統廃合と言われるようなことが当然考えられます。そういった点では、今のサービスを維持しようとすれば、行政から離れたところで自主自立に経営ができる体質になっておれば、それはそれで合併ということを乗り越えて存在ができるのではないかなというふうに考えております。

（ 7 番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7 番（丹羽 勉君） 自主自立、独立ということは、民営化ということで理解させていただいてよろしいのでしょうか。

議長（吉田正輝君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） 民営化も入ってくるでしょうし、要は行政が丸抱えの組織ではないということであります。

（ 7 番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 丹羽勉君。

7 番（丹羽 勉君） これから先、行政は多事多難、こういう経済情勢の中、いろんな問題が出てくると思いますが、ひとつ大口町の行く先、要するに将来、当然、道州制の問題やら合併の問題は避けて通れない問題ではなからうかと思えます。大口町がいつまでも大口町であり得るように、ひとつ皆さん方の今後の力量を発揮していただくように御祈念を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（吉田正輝君） 会議の途中ですが、3時55分まで休憩いたします。

（午後 3時44分）

議長（吉田正輝君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 3時55分）

宮 田 和 美 君

議長（吉田正輝君） 宮田和美君。

5 番（宮田和美君） 5 番議席の宮田和美です。

ただいま議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従い、特に中学校について質問させていただきます。

我が大口町には、昨年春、すばらしい中学校が誕生いたしました。この中学校は、中学生

たちの夢はもちろんのこと、その保護者や教育委員会関係者から大きな期待を寄せられて、将来を背負って立つ中学生の教育環境を最も新しい進んだものに取り組む目的で完成したものです。町民の皆様、また各企業の御努力のとうとい税金でこのような大変立派な中学校校舎が完成し、開校できました。よく「人は財産、子は宝」と言われますが、この宝の原石を磨き上げるのが社会の重要な役目です。大口中学校教員51人の先生を中心に、町民私たちの目で、私たちの声で少しでも磨き、輝きを発揮してもらいたい。仏つくって魂入れずということにならないためにも、授業やらシステムについて御質問させていただきます。

また、先日の卒業式で3年生の答辞を聞き、生徒たちの苦勞がよくわかり、生徒はもとより、先生たちもそれぞれ御苦勞の中、立派に3年生を送り出していただき、感謝する者の一人としてまずは御礼申し上げます。

先ほどより同僚議員の話にも出ておりますけれども、重複すると思いますが、よろしく願いいいたします。

最初に、教科センター方式の導入について御質問させていただきます。

全国的にもまだ珍しい全教科を教科センター方式を取り入れられ、進められておりますが、その成果についてお伺いします。

1番です。大変難しい質問とは思いますが、このセンター方式は当初の予想の授業ができたでしょうか。もしできたと思われるならば、何%ぐらいの達成率と思われるか。よろしく願いいいたします。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） それでは、宮田議員の御質問にお答えをいたします。

まず最初にお断りを申し上げます。こうした学校教育の成果というものはパーセンテージであらわすことができません。しかるに数字的なことは申し上げませんが、動向的な回答で述べさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

教科センター方式につきましては、議員御質問のとおり、中学校での導入はまだ少なく、施設や整備の充実が条件が一つに上がり、進められるものと考えております。今回、二つの中学校が統合するに当たり、コンセプトの一つである「多様な教育に対応できる学校」の実現を目指し、この教科センター方式を導入いたしました。

教科センター方式は、教職員にとりましても初めての試みであります。導入成果や達成度につきましては、一概に数字であらわれるものではないと思います。教育とは日々の積み重ねであります。継続する中で目的を達成できるものと考えております。開校前には、教職員が集い、検討を重ね、シミュレーションも行いましたが、これは教科指導だけではなく、生徒指導などの生徒一人ひとりの生活上の問題もクリアし、初めて軌道に乗るものであります。

1年を振り返りますと、教科指導におきましては、教科教員室の中で同じ教科の教員が話し合い、授業をつくり上げております。各教科が目指す生徒像を育成するために、1年生から3年生まで同じ考え、同じ方向性のもとで授業が行われていることが大きな成果であります。さらに、図書館の利用が大変多くなってまいりました。これも一つの成果ではないかというふうにも考えられます。また、教科授業のおもしろみがあるというようなことが子供たちの言葉から聞かれるようになりました。そうしたことが着実に出てきているのが、我々非常に教科方式を整えたということで大変うれしいものでないかなというふうにも考えております。

そこで、生徒指導におきましては、授業におくれる生徒を極力減らすために教室での速やかな移動を促したり、ブロック制、いわゆる縦割り活動を実施することにより、担任以外の学年を超えた教職員全体で生徒を見守る体制がとれるということでもあります。

開校後、継続して大口中学校にふさわしいシステムを模索しております。想定していなかった欠点や課題につきましても、生徒の掌握が以前よりも困難が見受けられ、先ほど吉田議員が言われたように、若干そういう問題が出てきたということもあります。これも克服していく問題の一つではないかというふうにも考えております。先ほどのように、生徒の忘れ物の連絡や遅刻・早退生徒の連絡など、担任との円滑な連携がとれない状況がたびたびありました。今後の課題といたしましては、円滑な連絡体制の整備や、教職員間の連携を今まで以上に進めていくことが、この教科方式の最も重要課題ではないかというふうにも考えております。

生徒同士のコミュニケーションの時間の確保についてですが、放課後が移動時間であるので、放課後に学級という空間での時間を過ごすことがありません。したがって、移動する仲間とはコミュニケーションをとっておりますが、他のクラスメートとのコミュニケーションが少ないという難点も出ております。学級という集団意識が低く感じられる中で、このような問題につきましても、所属意識を高めることを目指し、学級活動を一層充実させていかなければならないと考えております。いずれにいたしましても、教育とは日々の積み重ねでありますので、引き続き実践・研究に努めてまいり、多くの成果を上げてまいりたいと考えております。

(5番議員挙手)

議長(吉田正輝君) 宮田和美君。

5番(宮田和美君) 教科センターの説明でございますけれども、4項目ございましたけれども、一緒に御答弁いただいたように思いますので、これは省かせていただきます。

続きまして、大口中学校区学校支援地域本部についてお伺いしたいと思います。

広報等で大口中学校のボランティアの募集を目にしましたが、何人ぐらいの人が登録され、その活動の内容をお伺いします。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） 大口中学校区学校支援地域本部について回答をさせていただきます。

まず初めに、新生大口中学校は、大口町生涯学習構想のシンボル施設として計画がされました。子供の成長を支えると同時に、その成長を見守る大人同士のきずなも育てようとする施設であります。学校支援地域本部事業とは、この新生大口中学校を通じて、地域の大人が子供と向かい合う時間の増加、地域住民等の生涯学習成果の活用機会の充実、地域の教育力の活性化を図ることを目的としております。具体的には、無償の学校支援ボランティアが活動の中心となり、クラブ活動等の指導支援、校内環境整備の支援、登下校時の安全確保支援、学校と地域等が連携して行う学校行事の合同実施等、さまざまな活動が期待されているところであります。

学校支援ボランティアにつきましては、昨年7月の事業開始時には42名のボランティアが登録されました。地域ふれあい清掃活動や図書館サポートといった事業を展開していく中で、3月現在は54名の方が賛同をいただいているところであります。また、平成20年度の活動内容につきましては、毎週金曜日午後3時10分から3時25分まで、または午後3時40分から3時55分までの各15分間実施する地域ふれあい清掃と、2月以降、月曜日から金曜日までの毎日午後1時から2時までの1時間実施しております図書館サポートが主な活動であります。10月から始めた地域ふれあい清掃は、これまで計17回実施され、延べ147人の方が参加されております。図書館サポートは計14回、延べ29人の方が参加され、教科センター方式を導入したことによって生徒たちが活発に活用している昼放課時の図書館開放を支援しております。

なお、これらの活動は、コーディネーターと支援ボランティアとで構成された活動検討会を通して企画されたものであります。みずからの意思のみずからのできることから始める、このことが、地域本部活動が単に学校を助ける活動ではなく、地域住民にとってみずからの生涯学習活動の場であるという理由であります。このような大口中学校への支援活動が地道に着実に継続されていくことを我々教育分野の者は望んでいるところであります。

（5番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） 続きまして、この学校支援地域本部については国庫補助金事業でもあると聞きましたが、今後の活動に対する目標を伺います。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） 学校支援地域本部事業の内容と今後の活動に対する目標についての質問であります。

まず、学校支援地域本部事業の内容についてお答えを申し上げます。

国が進めております学校支援地域本部事業は、原則として中学校区を基本的な単位として、

学校支援活動の企画、学校とボランティアの間を調整する地域コーディネーターの配置、学校支援ボランティア活動の実施、広報活動、人材バンクの作成等の活動をするを目的とした国の事業であります。各市町村の実行委員会等が事業を請け負っているものであります。よって、この事業は国庫補助事業ではなく、大口町において、この事業が発表される以前から、新生大口中学校を大口町生涯学習構想の活動拠点と考え、趣旨に賛同する方を構成員とする組織づくりでつくってまいりました。この大口町独自の組織が大口町実行委員会であり、その活動の一つとして国の進める学校支援地域本部事業を行っているものであります。

この大口町実行委員会が求めるものは、すべての町民が、いつでも、どこでも、だれもが学習できる生涯学習構想の環境づくりであります。教育委員会といたしましても、組織の事務局機能を充実させるため人材を育成し、自立した実行委員会の運営がされるよう支援をしていく考えであります。今後も、子供たちの健やかな成長を願いつつ、大口町生涯学習構想に基づく活動が今以上推進できますようその基盤整備に努めていくところであります。

(5 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 宮田和美君。

5 番 (宮田和美君) 一番最初の募集は多分このチラシから始まったんだと思いますけれども、大口中学校学校支援地域本部事業というようなことで、学校の応援団というようなことで学校支援ボランティア募集というようなことが出ておったと思います。そんなようなことで出ましたので、またこの事業、この事業は3カ年で打ち切りと聞いておりますけれども、その後の活動はどのように取り組まれますか、あればお聞かせください。

議長 (吉田正輝君) 教育部長。

教育部長 (三輪恒久君) ただいま申し上げたように、未来永劫続けていくという考えのもとにこの組織が立ち上がったものであります。そこで、当面は大口中学校をまず固めることが最重要課題であります。されど、大口町には3校の小学校があります。その小学校にもこうした学校支援本部を設置し、学校の支援をしていく考えでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

(5 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 宮田和美君。

5 番 (宮田和美君) 本当にこれは、先ほど教育長さんもおっしゃられたんですけども、本当に生徒たちは我々がみんなで見守っていかないかん、あるいは生徒は生徒なりに、やっぱり一生懸命、立場に置かれれば考えてやるなというようなこともお伺いしました。とにかく本当に、一番最初に言いましたけれども、生徒はやっぱり室でございますので、少しでも光り輝かせていただきたい。これは当初、生徒も大変だったけれども、教育長さんの方の話じゃないん

ですが、先生も大変だったと。そのようなことで、やっぱり教育というのは、先ほど部長がおっしゃられたように、とても数字等ではあらわすことはできないというような大変なお仕事だと思っております。本当に御苦労さまでございます。頑張っってやっていただきたいと思ひます。

続きまして、大口中学校生徒の通学保険で、自転車通学の許可と内容と生徒数及び万一の場合に対する交通傷害保険等はどのようになつておりますか、ちょっとその内容についてお伺ひいたします。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） 大口中学校における自転車通学の生徒であります、平成20年度は1年生が75名、2年生が83名、3年生が76名、計234名であります。自転車通学の許可につきましては、通学距離が2キロというふうに基準を設けております。

また、交通傷害保険についてであります、入学式の際に保護者に対して、小中学校総合保障制度のこども総合保険と自転車総合保険を御案内しております。補償につきましては、賠償責任や傷害、病気などに対する補償がありますが、例えば傷害ですと、入院や通院、手術、死亡、後遺障害に対応した保険があります。加入プランにより補償金額は異なりますが、自転車事故により入院をした場合、日額2,900円から7,000円の保険金がありまひります。また、誤って第三者にきずをつけた、物を壊した場合は7,000万から3億円の保険金が保障されております。保障期間につきましては5月1日から翌年5月1日までの1年間となっております。また、各プランの年間掛金につきましては3,000円から1万2,000円の範囲の4プランとなっております。学校側がプランを決めるのではなく、各御家庭で任意にお決めいただいた上で保険会社に申し込みをしていただくものであります。万一生徒が自転車事故等に遭つた場合、直接、保護者と保険会社とで話をさせていただくとともに、保険金請求などの手続も各家庭で行っていただくということになろうかと思ひます。

（5番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） どうもありがとうございます。

続きまして、携帯電話について御質問させていただきます。

今や携帯電話といひますのは必需品でございます。公立の小中学校の携帯電話の学校への持ち込み禁止が1月22日に文科省から出されました。また2月22日、中日新聞に「子どもケータイ成長中」といひような見出しで、有害サイト制限、防犯対策が充実といひたような記事が出ておりました。また同じく2月27日に「子供と携帯」といひの記事で、自分の子供がプロフを公開していることを知らない親が多いといひようなこと、子供の実態を知らない親が多過ぎるといひような記事が出ておりました。携帯電話の所有率は、小学校6年生で約25%、中学校2年

生が46%、高校2年生では96%というような所持率でございます。また、1日の平均メール送受10件以上が小学校6年生では約23%、しかし、中学校2年生になりますと約61%でございます。また、1日50件以上のメールが約20%というようなこと、このためトラブルに巻き込まれた約6割の生徒がいるとの記事も出ています。大口町での現状とその対応はどのようにされているのか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） それでは、携帯電話の御質問であります。

議員の質問の中に、とあります。関連しておりますので、同時に回答をさせていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

学校への携帯電話持ち込みに関して、文部科学省から学校における携帯電話の取り扱いについて等の通知が出されております。教育委員会事務局といたしましても、町立小中学校では、携帯電話を学校における教育活動に直接必要のないものとして位置づけ、全校原則禁止ということで児童・生徒に指導しているところであり、保護者に対しても理解を求めて説明をしてきたところであります。この回答が1番でお願いしたいと思います。

そこで、2番でありますけれども、教育委員会におきましては、この携帯電話の問題に緊急に対応していかなければならないということで、1月22日、2月26日に開催しました教育定例会議で、小中学校における携帯電話の持ち込み状況の確認や、児童・生徒の携帯電話保持者数調査の報告を踏まえ、携帯電話の危険性について取り上げ、学校への持ち込みや、学校での指導だけではなく、この問題の根本である携帯電話の所持、つまりお金を出せば携帯電話を持つことができるという問題と、子供たちに携帯電話を持たせることの問題について各家庭で考えていかなければならないと結論づけました。それを受けまして、毎月開催しております学校連絡会での場でも、その危険性について議論を重ねるとともに、教職員に対する周知をお願いし、学校現場における指導の徹底についてもお願いをしてまいりました。

しかしながら、昨今の社会問題となっております子供たちの規範意識の低下から、大口中学校では、一部の生徒ではありますが、携帯電話を無断で持ち込むという状況もありますので、今後は一層指導の強化を図るとともに、モラルについての教育を進めてまいりたいと考えております。保護者にとりましては、持たせることの安全を考え、子供たちに携帯電話を持たせることは親の気持ちとして当然のことと考えますが、持たせないことの安全、裏を返せば持たせることの危険ということをいま一度保護者の皆さんにも考えていただき、学校と家庭が子供たちの安全について見解を一にし、将来この厳しい社会の中に踏み出す子供たちにルールを守ることの大切さを一緒になって教えていかなければならないと考えておるところであります。

教育委員会といたしましては、さきの定例会議の協議を受け、広報「おおぐち」4月号に携

携帯電話の危険性について掲載し、今後これをシリーズ化し、多くの皆さんに啓発していくとともに、学校現場におきましてもこの問題を重点課題の一つとして生徒指導を継続していくようお願いしていくところであります。

(5 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 宮田和美君。

5 番 (宮田和美君) 大変前向きな御回答をいただいて、ありがとうございます。これは本当に、生徒より、やはり親との話し合いの方が必要なというふうに思っております。子供はどうしても、あの人も持っている、この人も持っている、みんなが持っているんだとかいって、いろんな問題が出ると、みんなが持っている、みんながやっているとこいって親を納得させてしまうということで親が負けてしまうんですけれども、やはり本当に危険なものだと、しょっちゅう新聞にも出ておりますので、そこら辺、本当に学校、授業が始まる前にやっぱり先生からも時には話をさせていただきまして、本当に便利なものばかりじゃない、危険が伴うことがあることを教えてやっていただけたら幸いに思います。

続きまして、中央広場の活動について御質問します。

中学校の中央広場、全天候型ドームを設置され、町民に開放することも視野に入れてつくられましたが、今までにどんな行事が何回ぐらい開催されましたか、わかったらお知らせください。

議長 (吉田正輝君) 教育部長。

教育部長 (三輪恒久君) この質問におきましても 番、 番と分かれております。 番、 番ともに答弁をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

中庭の活用の御質問であります。

開校前の平成20年3月23日に校舎完成式をとり行いました。アトラクション発表のために、統合前の両中学校の生徒が集い、合唱の練習を行ったり、吹奏楽の練習を中庭で行いました。また開校後は、毎週の朝会や学年集会等を行っており、ブロック、いわゆる縦割り集会の活動として体育大会の練習や清掃活動、ブロック朝会などを行っております。そのほかにも、校外学習や宿泊学習のための事前活動、雨天時の部活動における筋力トレーニングなど、生徒の体力強化の現場としても活用をしているところであります。今後引き続き、学級や学年、ブロックなど、さまざまな活動の場で活用するとともに、雨天時の活用なども生徒と一緒に今後考えていく必要があると考えております。

(5 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 宮田和美君。

5 番 (宮田和美君) 今、学生が主に全天候型ドームを使っているというふうなお言葉でござ

いますけれども、町民の方としてはありませんでしょうか。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） まだ開校して間もなく、なかなか土曜、日曜のときしか利用することができません。今後は、そうした大口町の生涯学習の関係の社会教育の活動、さらには体育協会、さらにはスポーツ少年団等もこうした生涯学習の拠点とした学校を利用することができるならば非常に喜ばしいものでありまして、私どもも今後はそういう形をぜひとも学校と調整して利用できるような方向で進めていくという考え方であるので、よろしく願いをいたします。

（5番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） この質問は以上で終わります。

続きまして、柿野橋の整備についてでございます。

柿野橋の整備は、一昨年、私も御質問させていただきました。大口北小学校移転に伴い、下流側にも通学路及び町民の皆様方の安心・安全を求め、一般質問させていただきました。その折、木津用水、あるいは合瀬川の改修と同時に進行すれば、その予算が県と町とで2分の1でできるというようなことで御回答いただきました。現在、木津用水、合瀬川、いろいろ改修も進んでおりますけれども、本年度の歩道橋の設置はどのような計画があるか、お聞かせ願います。

議長（吉田正輝君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 柿野橋の御質問をいただきました。

橋の下流側への歩道橋の設置についてであります。これにつきましては橋の整備に関することですので、柿野橋の現状について検討いたしました。検討の1点目は、柿野橋の耐久性についてであります。柿野橋は、昭和40年にかけてありまして、44年を経過しております。この時代に整備されました橋梁の寿命はおおむね50年程度と言われてありまして、耐久性の面から考えますと、整備対象の橋梁と考えられます。次に、利用度について検討いたしました。この柿野橋は、国道41号線への接続道路として利用されており、朝夕には、橋梁幅員が狭いため橋梁上での自動車の交差が難しく、橋梁の両側で渋滞が生じており、この点から考えまして橋梁の拡幅が必要であると考えております。よって、柿野橋につきましては、歩車道一体で自動車の通行がスムーズにできる構造の橋を整備する必要があると考えております。以上のことから、下流部への歩道橋の整備は計画しておりませんので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、現時点で予定されている仲沖地区から新北小学校への通学路といたしましては、上流

側の歩道橋を渡り、尾北自然歩道を通り、万願寺橋を渡り学校へというルートになっておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

(5 番議員挙手)

議長 (吉田正輝君) 宮田和美君。

5 番 (宮田和美君) 今の御答弁の中で、耐用年数が非常に古くなってきたから、拡幅、2 番の橋の拡幅についてもお答えをいただいたんですけども、非常にやっぱり、先ほども言いましたように、これは古いことは確かでございますので、県と町とができるだけ同じように、同じ工事をやるならば、少しでも県からの補助金がもらえるその時期にやっぱりやるべきじゃなからうかなというふうに考えております。

それと、小学校の移転でございますけれども、特に仲沖地区でございますけれども、仲沖地区の御父兄さんの方でも、非常に子供たちが歩道を渡るときに危険であると。一たん柿野橋を渡っていくのは、子供たちは背が小さいので非常に見にくいというようなことで、昨年夏でも草刈り等もしていただきました。そんなようなことで、とにかく安心・安全のまちづくりとよく聞くんですけども、やはりそういったところを、厳しい厳しいという中でも、本当に、先ほど一番最初に言われた土田議員じゃないけれども、安心・安全なまちづくり、子供たちの安全を守るのは我々ではないかというのは当然でございますので、これからでもどんな問題が出るやもしれませんが、やはり危ない、危険、そういったようなところは、事前にもうわかっておるんですので、交通量についても調査をしていただいたというようなことでございます。ならば余計やはり改修すべきじゃないかというふうに思っておりますので、拡幅工事もやっていただかにはならんわけでございますので、ひとつよろしく願います。これは本当に住民皆さんのお声でございます。私の声じゃございません。これだけは申し上げておきます。

続きまして、図書館の建設についてでございます。

先ほどの齊木議員さんのお言葉の中にも質問がありました。図書館の建設も必要じゃないかというようなことが出ておりましたけれども、現在の大口で図書館が開設されたのが昭和53年12月、当時は近隣市町でもまだ珍しい図書館でしたが、延べ床面積も614平方メートルあり、また年間行事も数多く実施され、活躍はしております。また平成19年度は、週6日間開館で広域利用者もふえ、資料によりますと30%を占めるようになったとのことでございます。また、年間利用者数も4万1,284人と、先ほども教育部長さんの方からお話ございましたけれども、図書館の利用率が非常に上がりましたというようなお言葉をいただきました。なるほど4万1,284人というのは非常に大きな数字だと思います。

このように多くの人々の利用される図書館も、やはり30年を迎えましたね。そうすると、今の柿野橋の話じゃございませんけれども、今後10年、あるいは20年後に建てかえるべきではな

いかというお話が必ずや出ると思います。今本当にこうした時期、不況、不況といろいろ言われておるんですけれども、不況にも打ちかかっていくためには、やはり不況、難しいということじゃなくて、そのためには基金、私は基金をやっぱり積み立てるべきじゃなかろうかなということを考えております。なぜならば、今言いましたように、景気が悪くなったからちょっと物が延びるぞ、でかす予定がでかせないというような話になる可能性が十分に出てくると思います。10年、20年先がどうなるかわかりませんが、そのためにやはり基金の設置を考えるべきだと思いますけれども、そのお考えはないでしょうか、お伺いします。

議長（吉田正輝君） 教育部長。

教育部長（三輪恒久君） 図書館の基金の問題で御質問をいただきました。

議員が御質問の、建てかえを考える時期に来ているがどうかという御指摘でありまして、当然この問題については検討をしていかなければならない課題であると考えております。

新しい図書館の建設については、教育委員会として、全体計画の中の位置づけとして基金設置、基金条例の制定についての必要性を感じておるところであります。一方、平成21年度予算では、現在の世界経済の悪化を受けまして、大口町においても財政調整基金の繰り入れや町債の発行ということでこの危機を乗り切っているところであります。非常に財政、税収入の厳しい折であります。このような状況下におきまして、図書館建設計画での基金の設置時期については、今は厳しいものがあるのではないかというふうに考えております。今後、経済情勢の回復を見ながら、図書館の建設計画を立てる中で基金の設置条例も一緒につくっていくのが正しいのではないかなというふうに考えております。私も一刻もそうした基金へ積み立ては必要だというふうには認識しておるところであります。非常にこの厳しい情勢の中で、それを行政の方に求めるのも非常にづらい面があります。まず学校づくりを優先にし、そうした中で余力が出たときに基金の設置をお願いしていくという考えでおりますので、御理解がいただきたいと思っております。

（5番議員挙手）

議長（吉田正輝君） 宮田和美君。

5番（宮田和美君） 今厳しい厳しいというのは、今が厳しいんです。だから、今厳しいから何にもやれんじゃなくて、厳しいこういう中でも、やっぱりそういったことで前向きに、やっぱり基金というものは必要じゃないかなというふうに思っております。一応、大口町は今年度は10.8%の予算の伸びができました。これもやはりそのような基金があったがためだと思っております。だから、そんなようなことで、そういう厳しい中にでもやっぱり10年後にはこういうものをつくるぞといったような目標があれば、町民の方も、ああそうか、10年後はこういうものをつくるんだ、大口町はこういうものがつくれるんだといったようなことを町民の皆さん

にお知らせをするという意味におきましても、やはりお金が必要なものはもうわかっておるんですので、そこら辺を早目早目にやっぱり手を打っていただければ、当初の南小学校の話じゃないんですけれども、お金が要る、お金が要ると。あれも、小学校はもう何年ぐらいにはお金が要りますよといったようなことで、積み立て等があれば割かしうまくいったんじゃないかなというふうに思っております。

いろいろ町の、先ほどの丹羽議員じゃないけれども、合併等の話もございまして、合併しちゃうといろいろ問題が出るぞといったようなことも出ておりましたけれども、今後、本当にいろいろ大変だと思いますけれども、頑張っていたきたいと思います。それぞれ前向きなお答えをいただいたと思いますけれども、私どもも町民の皆様のために頑張りますのは当然でございますけれども、執行部におかれましても、少しでも町民の声を取り上げて、住みよい大口、口だけで言うんじゃないに、住みよい大口を目指していただきますことを期待し、質問を終わります。

散会の宣告

議長（吉田正輝君） 一般質問の途中ですが、以上で本日の日程を終了いたします。

引き続き、明日午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでした。

（午後 4時38分）